

令和5年度 希望の里福祉会 福祉事業概要

社会福祉事業

障がい者支援施設 希望の里

障がい者就労支援事業所 のぞみの里

多機能型事業所 はっぴーはうす

地域生活支援センター ポケットプラザ

養護老人ホーム 清月の里

益田障がい者就業・生活支援センター エスポア (生活安定事業)

公益事業

益田障がい者就業・生活支援センター エスポア

島根県立西部高等技術校 総合実務科

社会福祉法人
希望の里福祉会

法人の経営理念

豊かな心で可能な限りのサービスを目指して、希望を持って共に歩みます。

法人の基本方針

1. すべての人に、誠意を持って接します。
2. 一人ひとりの利用者の自立した暮らしを支えます。
3. 安心、安全な質の高いサービスを提供します。
4. 情報公開を積極的に進め、透明性のある運営を行います。
5. 適正な財務基盤を確立して、経営の安定に努めます。

職員の行動規範

1. 私たちは、利用者の尊厳を大切にして、誠実な態度で支援します。
2. 私たちは、利用者の主体性、個性を重んじて、より良いサービスを提供します。
3. 私たちは、利用者が豊かな市民生活が送れるよう支援します。
4. 私たちは、利用者の自立と自己表現に向けた支援を行います。
5. 私たちは、専門的役割と使命を自覚して、絶えず自己研鑽に努めます。

～目 次～

◇社会福祉法人希望の里福祉会の生い立ち・・・・・・・・・・・・・・・・	1
◇本部及び各施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
◇福祉会及び各施設の組織図・・・・・・・・・・・・・・・・	7
<社会福祉事業>	
◇障がい者支援施設 希望の里 事業運営計画・・・	8
◇障がい者就労支援事業所 のぞみの里 事業運営計画・・・	20
◇多機能型事業所 はっぴーはうす 事業運営計画・・・	33
◇地域生活支援センター ポケットプラザ 事業運営計画・・・	41
◇養護老人ホーム 清月の里 事業運営計画・・・	52
◇益田障がい者就業・生活支援センター エスポア 事業運営計画・・・	64
<公益事業>	
◇益田障がい者就業・生活支援センター エスポア 事業運営計画・・・	64
◇島根県立西部高等技術校 総合実務科 事業運営計画・・・	68

【社会福祉法人希望の里福祉会の生い立ち】

1. 希望の里福祉会の設立

益田市を中心とするこの圏域には知的障がいのある人たちを援助する施設がなく、他圏域への入所を余儀なくされている現状の中で、地域の有志者や益田圏域の心身障がい者親の会などが中心となり、ノーマライゼーションを基本理念として知的に障がいのある人たちがそれぞれの地域の中で安心して、豊かに暮らすことのできる環境整備を進めてきた。在宅福祉サービスと施設福祉サービスを相互に補完させながら、援護施設を構築して社会福祉の一端を担い、これが増進に寄与せんがため、昭和63年6月22日社会福祉法人希望の里福祉会を設立発足させ現在に至っている。

2. 福祉会の事業運営方針

社会福祉施設が進むべき方向を示すものであり、経営にあたっている役員会及び施設職員が努力すべき目標の要点である。

- (1) 福祉サービスは、一部の人のためのものではなく、いつでも・だれでも利用できるよう運営されること。
- (2) 福祉サービスの内容は、生活の援助だけでなく、年齢や心身の状態に応じて個別に判断・判定され、その人に最も適した社会活動や働く場・文化活動の場等に参加する機会を提供されるよう経営すること。
- (3) 施設内において閉鎖的に実施されることなく、社会地域の中で実施されること。
- (4) 保健・医療との連携を密にして、施設と在宅福祉サービスが一元化・総合的に経営されること。
- (5) 生活圏の実情に応じて、公的責任で行われる社会福祉事業（受託）と当法人の福祉事業を総合的・計画的に実施すること。
- (6) 事業への住民の理解が得られるよう配慮するとともに、住民の参加を図ること。
- (7) 住民活動の促進を図るため社会福祉協議会の事業に協同して取り組むこと。

3. 令和5年度事業重点目標

- ・職員の早期離職を防ぐために業務上の不安や体調の変化を面接等で確認しながら人材の定着を図る。
- ・利用者定員及び利用率を常に把握し、収入の安定化を図る。入所施設における入所待機、入院による利用率の低下を防ぎ、早期の発見することができるよう職員間の連携を図る。定員の確保とともに通所事業所については通所率を上げるよう利用者への相談、促し等を行う。
- ・引き続き感染症対策を十分にし、利用者の体調の変化、職員の体調の変化等に早期に対応できるようにするとともに感染対策でできなくなっていた活動などを実施していく。
- ・地域貢献活動として障がい者支援、高齢者支援の相談窓口だけでなく地域の教育活動にも積極的に参加していく。福祉教育の推進、小中学校の福祉学習、高等教育機関の施設実習等の受け入れを進めていく。
- ・施設整備事業に取り組み次年度に速やかに開設できるよう、県、益田市と連携を取りながら進めていく。

4. 法人の沿革

昭和63年	6月	社会福祉法人希望の里福祉会設立	
平成元年	4月	精神薄弱者更生施設希望の里開設（定員50名）（日本財団助成施設）	
	4年	1月	生活・作業訓練棟竣工（日本財団助成施設）
	10年	10月	グループホーム「希望寮」開設
	11年	4月	生活ホーム「のぞみ寮」開設
	11年	10月	グループホーム「万葉寮」開設
	12年	4月	知的障害者授産施設のぞみの里開設（定員30名）（日本財団助成施設）
	12年	4月	知的障害者地域交流施設「遊」併設
	12年	4月	知的障害者生活訓練施設「みちくさ」併設
	12年	4月	生活ホーム「雪舟寮」「横田寮」開設
	14年	4月	知的障害者授産施設のぞみの里定員増（40名）
	14年	4月	福祉ホーム「つくし」開設（定員10名）
	14年	4月	福祉ホーム「あかとんぼ」開設（定員10名）
	14年	4月	益田圏域障害者地域生活支援センター「ポケットプラザ」開設
	14年	10月	生活ホーム「のぞみ寮」がグループホームへ変更
	15年	4月	知的障害者更生施設希望の里分場開設（定員10名）
	16年	4月	益田市立養護老人ホーム清月寮受託経営（定員60名）
	18年	10月	グループホームを一体型共同生活援助・共同生活介護事業に移行
	18年	10月	清月寮を特定施設入居者生活介護事業所・訪問介護事業所指定
	19年	4月	福祉ホームを共同生活ホーム（一体型・共同生活援助、共同生活介護事業）に移行
	19年	4月	「乙吉寮」（一体型グループホーム・ケアホーム）開設
	20年	4月	ケアホームきぼう（共同生活介護事業）開設（定員10名）
	20年	4月	希望の里分場を多機能型事業所はっぴーはうすに移行
	20年	4月	障がい者就業・生活支援センター「エスポア」開設
	20年	4月	「上野寮」（一体型グループホーム・ケアホーム）開設
	21年	2月	希望の里生活訓練棟改造・増築竣工（日本財団・島根県助成施設）
	21年	4月	知的障害者更生施設希望の里を障がい者支援施設希望の里へ移行（定員40名）
	21年	4月	多機能型事業所はっぴーはうす増員（定員25名）
	22年	4月	ケアホームすみれ（共同生活介護事業）開設（定員6名） 多機能型事業所はっぴーはうす増員（定員30名） ポケットプラザ居宅介護事業（再開）
	23年	4月	多機能型事業所はっぴーはうす増員（定員36名）
	23年	4月	島根県立西部高等技術校「総合実務科」運営業務委託
	23年	12月	希望の里スプリンクラー整備竣工
	24年	4月	知的障害者授産施設のぞみの里を障がい者就労支援事業所のぞみの里に移行（就労移行支援：定員6名・就労継続支援B型：定員34名）

- 25年 4月 益田市より養護老人ホーム清月寮建物・事業譲渡
- 26年 4月 養護老人ホーム清月寮、清月の里と名称を新たに移転、新築
(定員80名)
- 27年 4月 障がい者就業・生活支援センターエスポア移転
- 28年 4月 清月の里訪問介護事業所をポケットプラザへ移転
- 28年 4月 清月の里特定施設入居者生活介護を外部サービス型から一般型へ変更
- 28年 11月 希望の里生活棟改造竣工 (日本財団助成)
- 30年 12月 障がい者就労支援事業所のぞみの里就労定着支援事業開始

【本部及び各施設概要】

○施設の所在地等

	施 設	内 容
所 在 地	本部	益田市高津三丁目23番1号
	希望の里	益田市高津三丁目23番1号
	のぞみの里	益田市横田町2080番地
	はッピーはうす	益田市乙吉町イ110番地1
	ポケットプラザ	益田市乙吉町イ110番地1
	養護老人ホーム清月の里	益田市横田町1751番地5
	エスポア	益田市あけぼの東町1-9
	総合実務科	益田市高津四丁目7-10 島根県立西部高等技術校内
敷 地 面 積	希望の里	本館〔生活訓練棟、作業訓練棟〕 8,044.15㎡
	のぞみの里	本館〔地域交流施設、生活訓練施設〕 9,903.45㎡
	グループホームきぼう・すみれ	2,582㎡
	養護老人ホーム清月の里	本館 9,990㎡
面 積 構 造	希望の里	本館〔鉄筋コンクリート平家建〕 1,388.40㎡ 生活及び作業訓練棟〔鉄骨造2階建〕 797.97㎡
	のぞみの里	本館（地域交流施設、生活訓練施設含む） 〔木造一部鉄骨平家建〕 979.50㎡
	グループホームきぼう・すみれ	きぼう 木造平家建 393.74㎡ すみれ 木造平家建 193.72㎡
	養護老人ホーム清月の里	〔鉄筋コンクリート2階建〕 4,300㎡
定 員	希望の里	40名（18歳以上の利用者）
	のぞみの里	40名（18歳以上の利用者）
	はッピーはうす	36名（18歳以上の利用者）
	共同生活ホーム	20名（つくし7名 あかとんぼ6名 さくら7名）
	グループホームきぼう・すみれ	16名（18歳以上の利用者）
	養護老人ホーム清月の里	80名（65歳以上の利用者）

○各施設の運営計画

(1) 障がい者支援施設 希望の里

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域交流を積極的に進め、地域社会に根ざした施設づくりをする。 2 地域社会のコミュニティーサービスを広範囲に受けられるようにする。 3 施設職員としての自覚と認識を深め、自己研鑽に努める。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活の場として、利用者個々の人格と生活を大切にする。 2 健康管理体制の強化及び危険に配慮した環境づくりに努める。 3 利用者の特性に合った支援を実施し、社会性を養う。

(2) 障がい者就労支援事業所 のぞみの里

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらゆる機会を通して、個人の自己表現の可能性を最大限に伸長する。 2 一人ひとりが家庭や地域で社会生活を送れるようノーマライゼーションを押し進める。 3 施設職員としての自覚と認識を深め、自己研鑽に努める。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭との密接な連携の中で、通勤による就労支援事業への参加を定着させる。 2 福祉的就労への参加により勤労意欲を養い、作業能力を高め職業的自立を目指す。 3 自活のための職業訓練と生産活動等を通して社会参加のための自信と力を身につける。

(3) 多機能型事業所 はっぴーはうす

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりが地域で普通の暮らしができることを目指す。 2 利用者の人格と生活を大切にする。 3 衛生管理や危機管理にも十分に配慮した安全で住みやすい環境をつくる。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域社会に積極的に参加し、社会人としての自覚と自信を身につける。 2 規律ある適正な環境の中で、自己管理能力の向上を図る。 3 利用者の特性に合った活動を通じ、社会性を養い生活の自立を図る。

(4) 地域生活支援センター ポケットプラザ

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 一人ひとりが地域で普通の暮らしができることを目指す。 2 利用者の人格と生活を大切にする。 3 衛生管理や危機管理にも十分に配慮した安全で住みやすい環境をつくる。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域社会に積極的に参加し、社会人としての自覚と自信を身につける。 2 規律ある適正な環境の中で、自己管理能力の向上を図る。 3 利用者の能力や特性に合った働く場を通じ、職場意識の形成と人間関係を身につけ、生活の自立を図る。

(5) 養護老人ホーム 清月の里

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体的・精神的な健康管理を積極的に進め老化の進行を緩やかなものとし、生き生きとした活気のある生活が営めるよう目指す。 2 地域福祉の拠点として、施設の機能、介護の専門性を生かし地域に提供するとともに、地域との連携交流を目指す。 3 老化による身体疾病の変化、突然の事故に対し状況判断や対応ができるようにし、予防と関連職種との連携により未然に防ぐよう努める。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体的な自立、ADLを背景とした身体機能の自立を目指す。 2 高齢化により変化する身体機能を抱え、保健や衛生面に力を入れ、自らの意思により行動するよう援助する。 3 地域交流や家族との交流を健全活発にし、離れがちな家族関係や社会関係との連携を図る。

(6) 益田障がい者就業・生活支援センター エスポア

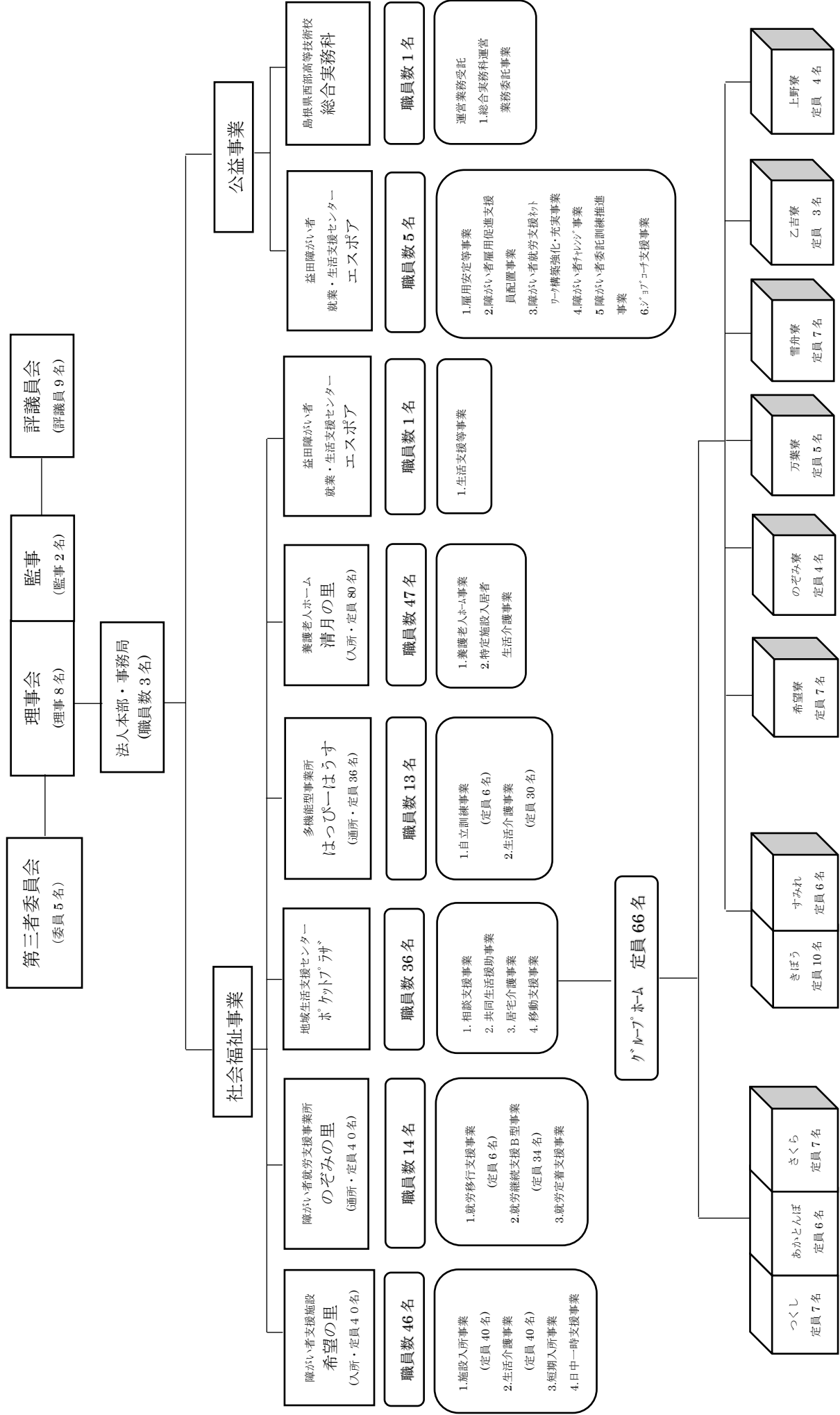
重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者の就労を実現し、職業生活の自立を図る。 2 就労を継続するための日常生活、社会生活の安定を図る。 3 就労する障がい者と雇用する事業主に対して、就労継続の支援を行うことにより、職場定着を図る。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者個々のニーズや適性を的確に把握し、適切な助言、見学、実習、準備訓練等の提案、実施により就労の実現を目指す。 2 障がい者の様々な社会生活上の悩みや課題を把握し、適切な助言、支援、関係機関との連携を行い、課題解消・軽減を図り職業生活の安定を目指す。 3 就労後における職場訪問、定期相談を実施することにより、就労場面での課題等を迅速に把握し、適切な助言、対処法の提案、支援を行うことにより職場定着の促進に努める。

(7) 島根県立西部高等技術校 総合実務科

重点 運営の	<ol style="list-style-type: none"> 1 他団体と協力して訓練を提供することにより、障がい者の態様に応じた訓練を目指す。 2 訓練対象者の態様にあわせて訓練内容を柔軟に対応していく。 3 多様な実習先や関係機関を連携し、地域全体で展開していく。
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 就労に必要なビジネスマナーの習得を目指す。 2 社会性・対人関係の持ち方の訓練や基礎体力の養成、ストレス対応方法を学ぶ。 3 各種作業体験、職場実習、職場見学等を行い一般就労を目指す。

令和5年度 社会福祉法人希望の里福祉会・組織図

職員総数 166 名(令和5年4月1日)



令和5年度 障がい者支援施設 希望の里 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>1. 指定障がい者支援施設</p> <p>障害者総合支援法及び知的障害者福祉法に基づいて、18歳以上の障がい者（主に知的障がい者）と施設サービス利用契約を結び、個別支援計画に基づき自立に向けた支援を行う。</p> <p>（1）施設入所事業（定員40名）</p> <p>生活介護の対象者に対し、日中活動とあわせて、夜間や休日における入浴、排泄及び食事の介護等を提供することを目的として、必要な介護、支援等を実施する。</p> <p>（2）生活介護事業（定員40名）</p> <p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。</p>	<p>利用者の自立と社会活動への参加を促進するために、利用者に対して日中活動等を通じて健康づくりや身体機能の維持・回復と作業能力等の向上を図り、個々の能力に適した支援を行う。</p> <p>生活の場として、夜間や休日の支援を含め日課に応じて起床、洗面、食事、排泄、食事支援等を個別支援計画に基づいて行う。</p> <p>日中の活動支援として、各種の作業や社会参加活動等を個別の支援計画に基づいて行う。</p> <p style="text-align: center;">＜日中活動内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創作活動 ・療育的活動 ・音楽活動 ・レクリエーション ・果樹栽培 ・椎茸栽培 ・野菜栽培 ・園芸活動 ・軽運動 ・リハビリテーション ・クラブ活動 ・社会参加 ・環境整備
<p>2. 短期入所事業（併設型／定員4名）</p> <p>在宅において障がい者（児）を介護している家族が、何らかの理由により家庭における介護等が困難になった場合、短期間施設を利用することによりその障がい者（児）及びその家族の負担の軽減を図る。</p>	<p>施設の事業や機能を活用し、障がい者（児）を短期間受け入れ（宿泊利用）、必要な支援を行う。また、地域生活支援拠点等の機能を担うため緊急時の受入と対応を行う。</p>
<p>3. 日中一時支援事業（短期入所含／定員4名）</p> <p>障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、日常介護している家族の一時的な負担の軽減を図る。</p>	<p>市町村との委託契約により、障がい者（児）の日中の一時的な見守り等の支援を行う。</p>

〈庶務課〉（庶務係）

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉施設の経営の基盤は公的資金であり、障害者総合支援法に基づく給付費と利用者負担を財源とする予算は、適性かつ円滑な施設運営に不可欠である。</p> <p>支援課と整合性を図り適切な事業計画と直結した予算の編成と統制を図る。</p> <p>また、各機関との連絡を密にして情報交換を積極的に進め、利用者へのサービスの向上を図る。</p>	<p>(1) 給付費収入及び利用者負担収入に見合う支出についての計画的な予算配分を行い、補正を組みながら適正な予算執行を進めて行く。</p> <p>(2) 事業計画を柱として支援課との調整を図りながら利用者サービスの向上をもたらすための設備・環境の整備を進めていく。</p> <p>(3) 各種研修会へ積極的に参加し、情報収集・情報交換に努め、実務に反映させる。</p>

〈支援課〉

事業のねらい	事業内容
<p>利用者が自立して行くための必要な支援を図る為、利用者個々に合わせた支援プログラムを作成し、地域生活及び社会参加を目指す。</p> <p>また、利用者からのニーズを利用者支援に反映させ、豊かな生活になるよう支援サービスの提供を行う。</p>	<p>利用者自ら生活を営む上で必要な基本的な生活習慣の習得や、日常生活、社会生活に不可欠な支援プログラムを作成し、個々に応じた支援を行う。また、利用者の生活・活動空間における環境整備を常に行い、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・躰）の推進及びKY活動（危険回避）を継続して取り組む。</p>

（支援係）

事業のねらい	事業内容
<p>日常生活支援において、利用者個々に応じた個別支援計画により、健康管理や危機管理に配慮した生活支援と生活自立を目指した適切な支援を行う。</p> <p>日中活動支援において、能力や適性に応じた作業・活動環境を設定し、自主性、持続力、体力の維持向上を目指し、社会自立に必要な支援を行う。</p>	<p>1. 施設入所・生活の場の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、起(就)床、洗面、着脱、入浴、排泄、清潔などの日常生活面で必要な支援を行う。 ・人間関係の調整、生活環境の整備、コミュニケーションの円滑化等により精神の安定を図る。 ・余暇活動により利用者の生活を豊かにし、潤いのある生活が送れるよう支援する。 <p>2. 生活介護・日中活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活や活動において主に介護を要する利用者の活動の場として、利用者ニーズや特性等に基づき、必要な介護やリハビリ、作業、創作的活動などを提供する。 <p>〈施設内活動グループ〉</p> <p>重複した障がいがあり、かつ重度・高齢の利用者に対し、健康管理や日常生活面での必要な支援を中心に、リハビリテーションやエクササイズ、音楽療法、散策や創作的活動等を提供し、ゆとりと生きがいのある豊かな生活を支援する。</p>

	<p><屋外活動グループ></p> <p>重複した障がいがあり、生活・日中活動の両面にわたり支援を要する利用者に対し、果樹園での屋外活動を通して心身の充実と自主性を尊重し、個々の特性を生かしながら、日常生活の自立と生活の質の向上を目指す。</p> <p>また、地域社会を意識した社会参加の機会をはじめ、地域生活のための主体的で自立した生活への取り組みを行う。</p>
--	---

(医務係)

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の加齢化が進むに従い機能の低下や重度化、高齢化が増大し、ますます保健、医療、福祉サービスの連携と充実が重要かつ不可欠である。</p> <p>各係、部会との連携を密にして適切な対策を図る。</p>	<p>健康と「生活の質」の向上</p> <p>(1)健康危機管理体制の中核的機能を担う安全衛生委員会を中心に、各係と連携し、総合保健管理体制づくりに取り組む。</p> <p>(2)「早期発見・早期治療」だけでなく健康推進や疾病予防の「一次予防」を視野に入れて生活習慣の改善に取り組む。</p> <p>(3)生きがいをもって生活できる環境づくりに取り組む。</p>

(給食係)

事業のねらい	事業内容
<p>健康づくり3要素の1つである「栄養」は、食生活の充実であり、食事は健康を維持し、更には日常生活を楽しく恙なく送るための原点であることから、規則正しく栄養素としてのバランスのとれた食品を利用者一人ひとりのエネルギー量に合わせて摂ることが重要である。</p> <p>給食部会等と連携を密にして検討を行い、栄養ケアマネジメント、給食支援計画に基づき適切な対策を図る。</p>	<p>(1)健康づくりのための食生活</p> <p>栄養素は、必要とされる量に比べて不足しても過剰になっても健康に悪影響を与えることがあるので、基準を重視すると同時に食中毒等防止に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な食品で栄養バランス対応 ・日常の生活支援に見合ったエネルギー対応 ・脂肪は量と質を考慮しての対応 ・食塩を取りすぎない対応 <p>(2)心のふれあう楽しい食生活</p> <p>生活に変化と潤いを持たせるとともに、楽しい家庭的な雰囲気づくりに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肥満、症状、咀嚼、嗜好、残菜等を検討し、適切な給食対応を行う。 ・会食、外食、ミニバイキング等の実施。 ・利用者の主体性を取り入れる。 <p>複数のメニューや食品から好きな物を選ぶ、利用者のリクエストメニューの日を設けるなどの対応を行う。</p>

〈行事〉

事業のねらい	事業内容																								
<p>施設での生活を豊かで潤いのあるものにしていくために、季節行事を中心に、レクリエーション、スポーツ、文化的活動等、年間及び月間計画に基づき各種の行事を実施する。</p> <p>計画実施にあたっては、利用者の主体的活動を促すよう努めるとともに行事を通して利用者、職員のふれあいと信頼感を深め、よりよい利用者へのサービス向上を図る。</p>	<p>〈年間行事等〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>開設記念日祝賀会／お花見会</td> </tr> <tr> <td>※個別支援計画説明会</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>日帰り旅行Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>サマーレクリエーション</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>納涼祭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>長寿祝賀会</td> </tr> <tr> <td>※個別支援計画説明会（半期）</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>KBSまつり</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>小運動会</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>クリスマス会／忘年会</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>新年会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>節分祭／音楽祭</td> </tr> </tbody> </table>	月	内 容	4	開設記念日祝賀会／お花見会	※個別支援計画説明会	6	日帰り旅行Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	7	サマーレクリエーション	8	納涼祭	9	長寿祝賀会	※個別支援計画説明会（半期）	10	KBSまつり	11	小運動会	12	クリスマス会／忘年会	1	新年会	2	節分祭／音楽祭
	月	内 容																							
	4	開設記念日祝賀会／お花見会																							
		※個別支援計画説明会																							
	6	日帰り旅行Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ																							
	7	サマーレクリエーション																							
	8	納涼祭																							
	9	長寿祝賀会																							
		※個別支援計画説明会（半期）																							
	10	KBSまつり																							
	11	小運動会																							
	12	クリスマス会／忘年会																							
	1	新年会																							
2	節分祭／音楽祭																								

〈クラブ活動〉

事業のねらい	事業内容								
<p>「暮らしを楽しむ」「暮らしを前向きに」いきいきと自分らしく生きるための個性や感性、更には自主性を養いライフスタイルに合った活動を展開していくため各種のクラブを設定し、情操を育むための支援を図る。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>クラブ名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>のんびりクラブ</td> <td>楽器演奏、歌、音楽鑑賞、散歩他</td> </tr> <tr> <td>アートクラブ</td> <td>アート作品作成、展示講師による生花指導、鑑賞</td> </tr> <tr> <td>お出掛けクラブ</td> <td>ドライブ他</td> </tr> </tbody> </table>	クラブ名	内 容	のんびりクラブ	楽器演奏、歌、音楽鑑賞、散歩他	アートクラブ	アート作品作成、展示講師による生花指導、鑑賞	お出掛けクラブ	ドライブ他
	クラブ名	内 容							
	のんびりクラブ	楽器演奏、歌、音楽鑑賞、散歩他							
	アートクラブ	アート作品作成、展示講師による生花指導、鑑賞							
お出掛けクラブ	ドライブ他								

〈自治会活動〉

事業のねらい	事業内容
<p>居住の場において自分たちの生活を営んでいく上で、主体的な生活が送れるよう、様々な意見や要望等を発表・協議できる場としてこれを活用し、より豊かな生活へと発展・向上していくための活動とする。</p>	<p>(1)個人の尊重 自分らしい生活が送れるよう、自らの意思を表出することの大切さや、それらを生かした生活環境づくりにおいて、主体的に取り組めるよう促すと共に、合理的配慮の基、個々の要望実現や尊厳のある生活へ向けた取り組みとしてこれをサポートする。</p> <p>(2)自主的な実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重 ・自立支援 ・快適生活 ・日中活動、余暇活動 ・おしゃれ、趣味、嗜好

〈サービス上の評価〉

事業のねらい	事業内容
<p>個々の心身の状況や障害特性等に基づいたサービス方針を立て（支援目標）、それに即した支援の実践や成果を日々観察・評価する。</p> <p>集約されたデータは個別支援、集団支援、グループ編成、居室編成等を行う際の基礎とする。</p>	<p>(1)記録</p> <p>①ケース記録 個々のケース別にサービス方針に添った支援の実践を観察、記録する。 生活の記録は、日々の生活支援の状況、日常生活全般の出来事、健康に関すること、行動・情緒に関すること、精神面のアプローチ、保護者との関わり等。 作業の記録は、日々の作業指導状況、作業内容、態度、確実性、能率その他作業全般等。</p> <p>②個別支援計画書 サービス管理責任者を中心に個別の支援計画を作成し、健康、生活、作業等の主要経過に基づき、重点支援目標を設定し、個々の支援、評価に役立て社会参加（社会自立）の基礎とする。モニタリングに基づき年2回（10月、3月）評価を行う。</p> <p>③避難訓練実施記録 総合防災訓練を年1回、避難訓練を年2回以上実施し、その内容と結果や課題等について記録する。また、消防署からの指示、指摘等についても記録する。</p> <p>④会議録 各種会議の内容の状況、決定事項等記録する。（定例会、各係・各委員会、スタッフ会議、ケース会議、グループ会議）</p> <p>⑤活動記録 クラブ活動の実施内容について記録する。</p> <p>(2)日誌</p> <p>①施設入所支援日誌 平日の夜間及び土日、祝日の日中と夜間の状況について記録する。</p> <p>②生活介護支援日誌 日中活動支援の実施内容を毎日記入する。</p> <p>③短期入所・日中一時支援日誌 利用中の支援内容等を記録する。</p> <p>④医務日誌 受診計画、治療、受診状況、静養者等医務に関わる全ての事柄について毎日記入する。</p> <p>⑤給食日誌 献立、特別食、残菜、食数等給食に関わる全ての事柄について毎日記入する。</p>

	<p>⑥当直日誌（施設入所支援） 当直業務における記事について記入する。</p> <p>⑦庶務日誌 来訪者も含め、庶務に関わる全ての事柄について毎日記入する。</p> <p>⑧作業売上記録票 作業で製品化した品目や数量及び販売した量や金額等について随時記録する。</p> <p>⑨支援課申し送り記録 利用者の支援、医務関係、給食関係、課内での伝達事項を毎日記入する。</p>
--	---

〈家族との連携〉

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の適切な支援と健全な育成を図るためには、家族や後見人との理解と協力が必要であり、互いの連携を密にして信頼関係を保持しなければならない。</p> <p>利用者の預り金等については、「入所者預り金管理規程」及び「入所者預り金等管理規程細則」に基づき適正な管理をする。</p>	<p>面会や帰省（週末、連休、お盆、正月）、保護者会・個別支援計画説明会等を通じ、身元引受人や家族、後見人等と連携し理解と協力を求める。また、機関紙「ふれあい通信」による啓発に努める。</p> <p>また、保護者会の活発な運営と保護者相互の理解を深め、一層の充実を図れるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面会…家族からの要望（相談室） ・帰省…週末帰省、連休帰省、夏期帰省、冬期帰省 ・保護者会…総会、役員会 ・個別支援計画説明会…年2回 ・機関紙発行 … 年3回発行する。 ・預り金報告 … 年4回保護者等に承認

〈地域との連携〉

事業のねらい	事業内容
<p>施設の社会化、地域福祉についての施策が重要視されている中であって、施設の役割は極めて重要である。</p> <p>地域とともに行う行事をはじめとして可能な限りあらゆる機会をとらえ、地域との交流を深め理解と協力を求める。</p>	<p>＜交流実践＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、地元自治会との連携協力関係 ・地域及び市主催行事への参加 ・施設内行事への地域住民参加の呼びかけ ・手をつなぐ育成会との協力関係 ・益田市自立支援協議会との協力関係 ・各相談事業所との連携 ・機関紙等の配布 ・生活訓練棟、グラウンド等の施設の開放及び備品の貸出し ・ボランティアの積極的受入れと育成 ・障がい者福祉の相談窓口 ・実習生受入れ事業

	市内の高校や県内外の専門校、短大、大学の施設実習先として積極的に施設を開放する。また、在宅者や養護学校生等の体験の場としての受入れを行う。
--	---

〈諸会議〉

事業のねらい	事業内容
施設の円滑な運営を図り、利用者へのサービスの向上を図るため次の会議を実施する。	(法人運営会議) 目的 希望の里福祉社会全体の施設運営等について協議、調整する。 構成 理事長・業務執行理事・事務局長・各所属長 開催 随時
	(法人調整会議) 目的 各施設の運営が円滑に行われるよう協議、調整し連携を図る。 構成 理事長・業務執行理事・事務局長・各所属長 開催 月1回
	(地域支援会議) 目的 希望の里福祉社会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。 構成 各所属長 開催 随時
	(実務担当者会議) 目的 希望の里福祉社会の各施設の運営が実務的に円滑に行われるよう連携を図る。 構成 支援課職員(主任以上) 開催 月1回
	(事業運営会議) 目的 施設運営に関し、地域の中の施設として理解と協力を得ながら円滑な施設運営を図る。 構成 施設長・支援課長・支援係長・主任支援員・栄養士・看護師 開催 年1回
	(定例会議) 目的 施設運営についての基本方針、企画、月間予定等について検討し、実施にあたってその円滑化を図る。 構成 施設長・支援課長・支援係長・主任支援員・栄養士・看護師 開催 月1回

	<p>(スタッフ会議)</p> <p>目的 課内の企画、月間予定表について審議し、連絡調整を行いその円滑化を図る。</p> <p>構成 庶務課、支援課内に属する職員</p> <p>開催 月1回</p> <p>(ケース会議)</p> <p>目的 利用者を個別に取り上げ、集中的に審議し、サービスの向上に役立てる。</p> <p>構成 支援課に所属する職員</p> <p>開催 随時</p> <p>(安全衛生会議)</p> <p>目的 職場内の安全管理や衛生管理及び安全衛生教育を行う。嘱託医・衛生管理者と連携し職場環境の整備を行う。また、ストレスチェックを年1回以上実施する。</p> <p>構成 施設長・支援課長・支援係長・主任支援員・栄養士・看護師</p> <p>開催 月1回</p> <p>(専門会議)各種委員会</p> <p>目的 行事、生活環境、感染症対策、事故防止、研修等について企画、実施する。</p> <p>構成 各担当</p> <p>開催 随時</p>
--	--

〈防火防災対策〉

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福祉会「消防々災計画規則」、「土砂（風水害）災害計画」に基づき、消防計画、災害対策要領、緊急連絡体制の周知徹底を図る。また、災害の防止及び備えについて知識の普及と日頃の訓練の充実を図り、地元自治会との連携を密にする。</p>	<p>【予 防】</p> <p>1. 予防と知識の普及 各所ごとに火気取締り責任者をおき、火気点検を行うとともに消火設備、消火器具については、自主点検及び取扱訓練を行う。</p> <p>【訓 練】</p> <p>1. 総合訓練 内容 消防署の指導を仰ぎ総合的な訓練を実施する。 開催 年1回</p> <p>2. 避難訓練 内容 種々の場面の想定に基づき迅速な避難の習慣化を図る。 開催 年2回以上</p> <p>3. 緊急連絡訓練 内容 防火防災非常招集連絡系統図に基づき、職員間の緊急連絡訓練を通じ、迅速な連絡体制の構築を図る。 開催 年1回以上</p>

〈職員の役割〉

事業のねらい	事業内容
<p>施設は、利用者にとって健康で安全な生活の場として危機管理を常に意識した援助が必要である。職員は、福祉組織のスタッフとしての自覚を持ち、利用者の権利擁護に向けた取り組みや、利用者虐待防止の徹底を図り、サービスの向上について適正かつ効果的な役割を果たす信念と自信を養い、常に利用者やその家族と融和を保ち信頼関係を築くことが不可欠である。</p> <p>また、施設福祉等について問題意識を持ち研究心を忘れてはならない。さらにノーマライゼーションの理念の具現化を目指して、積極的な地域社会との交流の推進に努めなければならない。</p>	<p>(1) 利用者支援 利用者の人権やニーズを尊重し、社会を意識しながら、生活する上での満足感や自己実現へ向けたサポートを行う。</p> <p>(2) 健康管理 職員は、自らの健康に充分留意し、利用者の保健衛生に細心の注意を払わなければならない。なお、施設を行う年1回（但し当直勤務のある職員は年2回）の職員健康診断は必ず受けなければならない。</p> <p>(3) 勤務体制 社会福祉法人希望の里福祉会就業規則を遵守し、毎月25日（25日が休日にあたる場合はその前日）に提示される勤務割表に基づいて勤務しなければならない。</p> <p>(4) 研修等 自己の資質向上と専門性を高めるため自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、職員研修に積極的に参加する。</p> <p>(5) 倫理要綱及び行動規範 当法人が定める「職員の倫理要綱及び行動規範」を遵守し、利用者支援を遂行する。</p> <p>(6) 個人情報保護 当法人が定める「個人情報保護法に関する諸規程等」を遵守し、個人情報の保護を図る。</p> <p>(7) 身体拘束及び虐待防止 当法人が定める「身体拘束に関する規程等」及び「虐待の防止に関する規程」を遵守する。</p>

〈福利厚生事業〉

事業のねらい	事業内容
<p>職員の健康の維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービス向上に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理のため年1回の健康診断を行う。 ・厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

〈利用契約〉

事業のねらい	事業内容
<p>障がい福祉サービスを利用される方の施設利用に際しては、相談事業所によるサービス等利用計画を前提として、利用開始前に施設と利用者間において利用契約を締結しなければならない。</p>	<p>契約は、利用契約書、重要事項説明書、個別支援計画等を整備し、利用者及び家族、後見人等に説明し締結をする。</p>

<p>施設は、「利用契約書」、「重要事項説明書」を基に、利用者及び身元引受人等に分かり易くその内容を説明し、同意の下で利用契約を締結し、利用者本位のサービスを提供する。</p>	<p>〈利用契約書〉 利用契約の目的やサービスの内容等が明記された項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p>〈重要事項説明書〉 施設の運営方針や施設の概要等の重要項目について明記し、署名捺印を受け保管する。</p> <p>〈個別支援計画書〉 利用者個々の障がいの特性や本人の希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を計画する。</p> <p>〈その他〉 契約の締結等をする際、本人の意思決定が困難な利用者とその十分な判断能力を補い、本人の権利が守られ損害を受けないように成年後見人制度を推進する。</p>
--	--

(短期入所事業)

概要	<p>介護を行う者が疾病やその他の社会的な理由により、居宅において介護を行うことが一時的に困難になった場合、障がい児（者）を施設に短期入所（ショートステイ）させ、必要な保護・支援を行う。</p>
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の状況やその置かれている家庭環境等を十分に踏まえ、残存機能の維持と生活能力の向上に配慮するとともに、施設の機能を十分利用しながら有効な支援を行う。 2. 利用者の意思及び人格を尊重すると同時に他の利用者等との良好な関係に配慮し、日常生活支援を行う。 3. 指定短期入所事業が地域に開かれた事業として行われるよう情報提供に心がける。

事業のねらい	事業内容
<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により短期入所を必要とする者を対象に地域生活を維持し、社会参加する上で必要となるサービスを提供する。</p> <p>また、日常的に介護している家族の休息や緊急時に際しサービスを提供することで家族の介護負担を軽減する。</p>	<p>事業の実施にあたっては、当法人が定める「知的障がい児（者）指定短期入所事業運営規程」に基づき実施し、市町村が決定する支給量の範囲内でサービスを提供する。</p> <p>(1) 生活支援 食事の提供、入浴、健康管理、余暇活動への支援等、日常生活に必要な支援を行う。</p> <p>(2) 相談受付 利用者の心身の状況や置かれている環境の適切な把握に努め、利用者やその家族に対しての相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>(3) 支援体制 利用者の状況把握に努めるためには、家族との連携はもちろんであるが、相談支援事業所との連絡・連携を十分に行い、適切な支援を行う。</p> <p>(4) 個別支援計画 計画作成を希望される方に対して、個別に支援計画を作成し、本人並びに家族に対して、そのサービス内容を提示し同意のもとに実施する。</p> <p>(5) 利用料金 基本的には支援費対応となるが、施設が提供する食事（利用契約書に明記）は個人負担とする。</p>

(日中一時支援事業)

概要	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい児（者）等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の状況やその置かれている家庭環境等を十分に踏まえ、一時的な見守りと必要な支援を施設の機能を利用しながら行う。 2. 利用者の意思及び人格を尊重すると同時に、他の利用者等との良好な関係に配慮し、日常生活支援を行う。 3. 日中一時支援事業が地域に開かれた事業として行われるよう、情報提供に心がける。

事業のねらい	事業内容
日中においての障がい児（者）に対する一時的な預かりと活動の場を提供し、必要な支援を提供する。日常的に介護している家族の休息や緊急時に際し、サービスを提供することで家族の介護負担を軽減する。	<p>(1) 生活支援 食事の提供、排泄、入浴、健康管理、余暇活動の支援等、日常生活に必要な支援を行う。</p> <p>(2) 相談受付 利用者の心身の状況や置かれている環境の適切な把握に努め、利用者やその家族に対しての相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。</p> <p>(3) 支援体制 利用者の状況把握に努めるためには、家族との連携はもちろんであるが、相談支援事業所との連絡・連携を十分に行い、適切な支援を行う。</p> <p>(4) 利用料金 基本的には支援費対応となるが、施設が提供する食事（利用契約書に明記）は個人負担とする。</p>

令和5年度・事業重点目標

- ① 各種事業（施設入所支援事業・生活介護事業・短期入所事業・日中一時支援事業）における利用者の定員確保等に努め事業収入を確保し安定した施設運営を行う。
- ② 利用者が安心・安全に生活ができるよう、生活の場や活動の場において身体的機能等に配慮した生活空間の環境整備に努める。また、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・躰）及びKY活動（危険予知）、ひやりはっと報告等の推進を行い事故防止に取り組む。
- ③ 利用者の重度化・高齢化に伴い、日々の観察や医療受診等を通じ体調面の変化や栄養面に注意し、ADL（日常生活動作）に合わせた行動支援に努める。
- ④ 利用者の人権・権利擁護に配慮し研修等を通じ、障がい者虐待を「しない、させない」と言う意識の啓発に取り組む。
- ⑤ 職員のスキルアップを図ると共に、職員が働きやすい環境づくりに努める。また、職員の人材不足について、利用者支援に支障が出ないよう求人募集等を通じ必要人員を確保して行く。
- ⑥ 感染症対策（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）を継続して行う。

令和5年度

障がい者就労支援事業所 のぞみの里 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>事業の目的（多機能型事業 通所） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び知的障害者福祉法に基づき、障がい者の地域社会における自立と社会参加を促進することを目的として、下記の就労支援事業を実施する。</p> <p>1・就労移行支援事業 就労を希望し一般就労が可能と見込まれる65歳未満の障がい者に、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、生産活動、職場実習その他活動の機会を提供し、一般就労への移行に向けた支援を行う。</p> <p>2・就労継続支援B型事業 雇用されることが困難な障がい者に、就労や生産活動の機会を提供し、生産活動に関わる知識及び能力の向上や維持のために必要な訓練等を通じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう支援を行う。</p> <p>3・就労定着支援事業 障がい福祉サービス就労を利用後、一般就労に移行した障がい者に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、職場定着のための相談、雇用先の事業所への職場訪問等の支援を提供し、就労継続に向けた支援を行う。</p>	<p>1・就労移行支援事業 企業や事業所等での実践的な職場実習を体験し、段階的な評価等の積み重ねを通して、企業や関係機関等（障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所、公共職業安定所等）と連携し、一般就労に向けた支援を行う。 利用定員～6名 利用期限～2年間 また、就労継続支援B型事業所の利用に係る就労アセスメント（評価）を相談事業所、特別支援学校を含む関係機関等と連携し実施する。暫定利用期間：3日～2ヵ月間</p> <p>2・就労継続支援B型事業 生産活動の機会を提供するため、施設栽培、食品加工、受託事業の3つの作業係を設定し、生産活動と経済活動を通して、生活自立、職能開発等を図るための就労支援を行う。 利用定員～34名 利用期限～なし <作業内容> ・施設栽培係～野菜苗・花苗・野菜等の育成販売 ・受託事業係～公園・施設等の清掃、除草作業 ・食品加工係～パンの製造販売 ・職場実習 ～企業、事業所等</p> <p>3・就労定着支援事業 障がい福祉サービス就労を利用後、一般就労に移行した障がい者の職場定着を図るため、本人との面談、雇用事業所への訪問を月1回以上の定期的に行い、課題等の早期把握に努め、早期離職の防止、職場定着の促進を図る。</p>

<庶務課>

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉施設の経営の基盤は公的資金であり、障害者総合支援法に基づく給付費と利用者負担を財源とする予算は、適正かつ円滑な施設運営に不可欠である。</p> <p>支援課と整合性を図り適切な事業計画と直結した予算の編成と統制を図る。</p> <p>また、各機関との連携を密にして情報交換を積極的に進め、利用者の処遇を図る。</p>	<p>(1) 給付費収入及び利用者負担収入に見合う支出についての計画的な予算配分を行い、補正予算を組みながら適正な予算執行を進めて行く。</p> <p>(2) 事業計画を柱として支援課との調整を図りながら利用者処遇の向上をもたらすための設備、環境の整備を進めて行く。</p> <p>(3) 各種研修会へ積極的に参加し情報収集、情報交換に努め、実務に反映させる。</p>

<支援課>

事業のねらい	事業内容
<p>利用者が住み慣れた地域で生活が送れるよう、日常生活上の支援と福祉的就労による作業支援からなるサービスを提供し、利用者がその有する能力に応じた自立と社会参加の実現に向けた支援体制を図る。</p> <p>また、利用者ニーズ調査などを定期的に実施し、利用者からのニーズ(願望、要求、要望等)を個別支援計画に反映させ、利用者主体のサービス提供を行う。</p>	<p>利用者一人ひとりについて、支援内容を見極めた「個別支援計画」を策定し、段階的な評価と見直しを行いながら、利用者の人権を尊重した福祉サービスを提供する。</p> <p>また、利用者自らが自分で考え、選び、行動し責任を持ちながら自己の意志で行動することに重点を置き、あらゆる体験、経験の積み重ねを大切にし、常に受身ではなく利用者が主体的に生活するための支援を展開して行く。</p>

(支 援 係)

事業のねらい	事業内容
<p>利用者一人ひとりの作業能力や適性を考慮し、これにふさわしい作業訓練を行うことを通じ社会への適応性を高め自立を支援する。福祉的就労の中での職業訓練の積み重ねを通して、職業人としての自覚を促し、主体的に行動できるよう支援する。</p> <p>また、通過施設としての役割を認識し段階的な評価、見極めを行い、企業等での職場実習を体験、経験できる環境を整備し、障がい者就業・生活支援センター「エスポア」、公共職業安定所「ハローワーク」等と連携しながら、一般就労への取り組み</p>	<p>(1) 就労支援(生産活動の提供)</p> <p>☆利用者の生産活動の時間設定 令和5年度より9:00から15:45を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設栽培係 施設敷地内の育苗用ハウス及び畑で、花、野菜苗、野菜等の育成・管理を行い、商品の市場出荷、出店販売等を行う。 食品加工係 施設内の作業場で、主食パン、菓子パン、調理パンの製造を行い、独自性のある商品を作り注文販売、訪問販売等を行う。 受託事業係 施設外での作業場で、企業や行政、一般家庭等からの委託により、公園清掃、除草、草刈り、施設清掃等の作業を行う。

みと就労後の職場への定着支援を行う。

個別支援計画の作成については、利用者の声を反映させると共に、短所の改善に傾倒し過ぎないように注意し、個性を大切に長所を伸ばす支援を心掛ける。利用者の個人情報の管理において、データの一元化を図り専門的なプログラムを基礎として、支援者間での共通した認識のもと利用者支援に取り組む。

利用者が地域生活を送る上で、基盤となる所得保障(年金と工賃)は必要不可欠である。作業工賃の安定した支給を実現するため、生産物の品質の向上、商品開発、販路拡大、請負作業等について常に考察しながら、売上の確保・向上に努め、工賃還元を通じて利用者の経済的支援に努めて行く。また、「工賃向上計画」の策定を行う。

また、雨天時や冬期には自主製品の作製や創作活動、内職等を行う。

(2) 就労支援(職場実習・一般就労の提供)

・一般就労に向けて、企業や事業所等での職場実習を行う。
・求職活動への支援及び就労後の職場への定着支援を行う。

(3) 就労支援(施設外就労・施設外支援)

・当該事業所以外の場所で、企業等からの請負作業や職場実習を行う。

【作業時間】

生産活動等に携わる職業訓練(福祉的就労・職場実習)を通じ、年間安定した作業と一人一人の能力に適した役割と作業種及び工程で、一日実働6時間の作業設定を行う。

職場実習については、受け入れ先である企業等と協議の上、出来るだけ企業側の実態に合わせた勤務時間とする。

【通勤方法】

利用者の通勤手段は、各自で公共の交通機関を利用する他、徒歩、自転車、自家用車等により通勤する。交通事情を考慮し、施設の公用車(マイクロバス等)で送迎する。

職場実習先・委託事業先への通勤方法については、勤務内容や場所等を考慮し、施設に出勤した後公用車で各作業場へ送迎する方法と在宅から直接出勤する方法をとる。

【職場の基本ルール】

働く環境の中で必要となる、職場の基本ルールを自覚、順守出来るよう支援する。

<職場の基本ルール>

- ・継続勤務(毎日続けて通える体力・気力・健康管理)
- ・コミュニケーション(挨拶・返事・報告・質問)
- ・身だしなみ(服装・整髪・ひげそり等衛生面に注意)
- ・協調性(協力しながら、他者と仲良くする)
- ・作業態度(指示や注意に従う、むらなく作業する)
- ・作業遂行力(正確性、スピード、集中力)
- ・自己管理(私物の管理、金品の貸し借り禁止)

(医 務 係)

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の健康管理と疾病予防については、日々の体調観察を通して体調変化の把握に努めると共に、体調管理への意識づけを行う。</p> <p>家庭（身元引受人）や地域生活支援センター、各相談事業所と連携を密にして適切な対応を図る。</p>	<p>定期的な受診や諸検査、検診及び疾病時の適切且つ迅速な処置について、嘱託医・看護師と連絡して対応する。</p> <p>① 内科健診 全員を対象に嘱託医による問診及び健診を年2回（6月・11月）実施する。</p> <p>② インフルエンザワクチン予防接種 年1回（11月）任意接種を実施する。</p> <p>③ 結核検診（レントゲン車） 全員を対象に年1回（6月）実施</p> <p>④ 集団検診（乳がん検診・子宮頸がん検診） 年1回（2月）任意で実施する。</p> <p>⑤ 必要に応じて体力維持や健康管理の為に体操や体力作りに対する支援を行う。</p>

(給 食 係)

事業のねらい	事業内容
<p>平日の昼食のみの給食を提供する。 （食事提供については、利用者の希望の有無に従って提供する。）</p> <p>給食の実施に当っては、栄養素としてのバランスの摂れた食品を利用者個々の状態に合わせて提供することを心掛ける。</p>	<p>① 健康づくりのための食生活 肥満、症状、咀嚼、嗜好、残菜等を調査し適切な給食（献立や減塩食等）を提供すると共に食中毒防止に取り組む。</p> <p>② 提供する給食のメニューは管理栄養士と連携し作成する。</p> <p>③ 年1回の給食嗜好調査を実施することとし、利用者のニーズも取り入れた給食提供に努める。</p>

《行事》

事業のねらい	事業内容																															
<p>年間行事の実施にあたっては、利用者の主体的活動を促すよう努めると共に、「共に行う行事」を通じて利用者、身元引受人、地域住民、職員とのふれあいと信頼感を深め、障がい者福祉の輪を拡大して行く。</p> <p>また、地域で暮らすために、他の社会資源を活用し自立の為に必要な利用者への状況に即した支援を行う。</p>	<p>[施設行事] 開設記念祝賀会、福祉ゾーン美化活動 のぞみの里収穫祭、新年会など</p> <p>[利用者自治会行事] 日帰り研修旅行、クリスマス会等</p> <p>[保護者会行事] 保護者会総会、研修会等</p> <p>年間行事予定表</p> <table border="1" data-bbox="724 551 1444 1010"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> <th>月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4</td> <td>開設記念祝賀会</td> <td rowspan="2">10</td> <td>のぞみの里 収穫祭</td> </tr> <tr> <td>保護者会総会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土曜日 ※11月まで6回開催</td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>12</td> <td>クリスマス会</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7</td> <td>環境美化活動</td> <td rowspan="2">1</td> <td>ニーズ調査</td> </tr> <tr> <td>日帰り研修旅行</td> <td>新年会</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>夏期休暇</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>個別支援計画評価</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	内 容	月	内 容	4	開設記念祝賀会	10	のぞみの里 収穫祭	保護者会総会		土曜日 ※11月まで6回開催	11		5		12	クリスマス会	7	環境美化活動	1	ニーズ調査	日帰り研修旅行	新年会	8	夏期休暇	2		9	個別支援計画評価	3	
月	内 容	月	内 容																													
4	開設記念祝賀会	10	のぞみの里 収穫祭																													
	保護者会総会																															
	土曜日 ※11月まで6回開催	11																														
5		12	クリスマス会																													
7	環境美化活動	1	ニーズ調査																													
	日帰り研修旅行		新年会																													
8	夏期休暇	2																														
9	個別支援計画評価	3																														

《サービス上の評価》

事業のねらい	事業内容
<p>利用者個々に対するサービスの方針（支援目標）を立て、それに即した支援の実践や成果を日々観察・評価する。集約されたデータは、個別支援、集団支援、作業係編成等を行う際の基礎とする。</p>	<p>(1) 記 録</p> <p>① ケース記録 利用者個々の支援計画に沿った訓練の実践を観察記録する。記録は、通勤時の状況や日中の生活全般における情緒や身体面の状態、コミュニケーション等や作業全般について、状況・内容と対応に分け記録整理する。</p> <p>② フェイスシート 支援サービスを提供する際に必要となる利用者情報「基本情報」「健康に関する情報」「生活に関する情報」「問題行動に関する情報」を記録整理する。</p> <p>③ アセスメントシート 基本的な生活習慣、社会的な生活・活動、コミュニケーション・対人関係の状況を記録整理する。</p> <p>④ アセスメント総括表 利用者の基本情報と生活領域(基本的な生活習慣、社会スキル、生活スキル、社会参加、コミュニケーション・対人関係)について整理・集約し利用者の全体像を把握する。</p> <p>⑤ 個別支援計画書 個人の支援計画を作成し、健康面、生活面、職能(作業)訓練面の主要経過に基づき、重点支援目標を設定し、個々の処遇、支援、評価に役立て、社会参加(自立)への基礎と</p>

する。なお、個別支援計画の作成は、利用開始時及び年1回（4月1日付）作成し、支援内容の随時見直しと定期的見直し（就労移行支援事業／3ヶ月に1回 就労継続支援事業B型／6ヶ月に1回）を行う。

⑥ モニタリング記録表

個別支援計画がどのように実証されているのかを検証（モニタリング）し、支援計画の見直し等を行う。

⑦ 利用者ニーズ調査表

年1回（1月）に利用者へのニーズ調査を行い個別支援計画等に反映させる。

⑨ 工賃評価表

工賃の支給にあたり、利用者個々について、基本的ルール・作業態度・作業遂行力・社会生活・就労の各面からなる13項目の評価を総合的、客観的に評価する。

評価は3ヶ月に1回（5月・8月・11月・2月）実施し工賃支給の基礎とする。

⑩就労アセスメント結果シート

就労継続B型事業の利用希望者（暫定支給）の就労アセスメントを行い、その結果を相談事業所へ提出する。

⑪会議録

各種会議の内容、状況、決定事項などを記録する。〔運営会議、スタッフ会議、支援課会議、ケース検討会、施設外会議〕

（2）日誌

① 支援日誌

各事業（就労移行支援事業・就労継続支援B型事業）ごとに、作業内容、職場実習内容、利用者状況について毎日記録する。

② 給食日誌

献立、食数、残菜、検食等の調理に関わる全ての事柄について毎日記録する。

③ 庶務日誌

来訪者を含め、庶務に関わる全ての事柄について毎日記録する。

④防火訓練日誌

避難訓練（年2回以上）の内容、結果や課題等について記録する。また、消防署からの支持、指摘などについても記録する。

⑤内科診察表

年2回の内科診察（体重・血圧等）の結果を記録する。

（3）その他

①利用者出勤簿

通所する利用者一人ひとりの出勤状況（出勤・欠勤・早退・遅刻）について、毎日記録する。利用者は、タイムカードにより出勤状況を記録する。

② サービス提供確認票

利用者ごとのサービス利用計画に基づき確認票を作成

	<p>し、日々のサービス利用状況について、本人の確認、署名を受ける。</p> <p>③作業日誌 施設外での職場実習等に伴い、作業日誌を作成し日々の作業内容を記録する。</p> <p>④売上票 生産活動における日々の売上について、作業係毎に売上票（現金・売掛）を作成する。</p> <p>⑤在庫表 生産活動（施設栽培係・食品加工係）に関わる在庫状況を月毎に確認し記録する。</p>
--	---

《自治会との連携》

事業のねらい	事業内容
<p>利用者自治会を組織し、共に利用する施設において、利用者自らの意思によって活動できる場として利用者主体の自治会運営を行う。自治会規定に基づいて利用者の権利と義務を規定し、「管理」から「自主性」へ個人の活動や選択肢が得られるよう支援する。</p>	<p>①. 個人と活動の尊重 住み慣れた地域で、自立した生活を行うために必要なニーズやサービスに対し、何が必要であるかを利用者自らが選択し、この自治会「名称：はっぴーでいる会」活動を通じて、主体的により充実した豊かな社会生活となるよう支援する。</p> <p>②. 自立的な活動と実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な社会参加と人権尊重 ・多様なサービスと自立支援 ・充実した生活と余暇活動 ・自治会行事の実施と、地域行事、施設行事への参加

《家族との連携》

事業のねらい	事業内容
<p>利用者への適切な支援により社会自立を図るためには家族の積極的な支援が不可欠であり、日常的な連携を密にして信頼関係を保持しながら、施設と身元引受人が協力し、利用者の自立支援を行う。また、身元引受人による保護者会を組織し、活発な運営と家族相互の理解を深める。</p>	<p>① 利用者の施設利用状況の緊密な連絡</p> <p>② 保護者会役員との連携</p> <p>③ 福祉情勢等の情報提供（講演会等）</p> <p>④ 各種行事、保護者会活動への参加と協力</p> <p>⑤ 保護者会役員会、総会の定期的な実施</p> <p>⑥ 個別面談の実施（個別支援計画への承認）</p>

《地域との連携》

事業のねらい	事業内容
<p>施設は社会資源であることを認識すると共に、地域福祉についての施策が重要視されている中において、施設の役割は極めて重要である。地域広域福祉ゾーン「県立益田</p>	<p>[交流実践]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域交流行事「のぞみの里収穫祭」 2. 地域交流行事「福祉ゾーン美化活動」 3. 総合防災訓練 4. 地元自治会との協力関係

<p>養護学校・益田市障がい者センターあゆみの里・のぞみの里」で行う行事をはじめとして可能な限りあらゆる機会をとらえ、地域との交流を深め、理解と協力を求める。</p> <p>また、併設する「地域交流施設」と「生活訓練施設」を地域の方々等に開放し、地域に役立つ開かれた施設づくりを行う。</p>	<p>5. 手をつなぐ育成会との協力関係</p> <p>6. 益田市自立支援協議会との協力関係</p> <p>7. 障がい者就労振興センターとの協力関係</p> <p>8. 益田鹿足特別支援教育研究会との協力関係</p> <p>9. 地域交流施設、生活訓練施設の開放</p> <p>10. ボランティア、実習生の受け入れ</p> <p>11. 養護学校、障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターとの連携</p>
--	---

《関係機関との連携》

事業のねらい	事業内容
<p>利用者が地域で生活するために必要とする各種のサービスは多種多様であり、その実施主体は福祉・労働・医療・保健・教育など様々であり広域に渡っている。</p> <p>障がい者保健福祉圏域内の関係機関や各市町村等に積極的に働きかけ、緊密な連携に努めることが重要であり、フォーマル、インフォーマルの社会資源を活用し利用者支援を行う。また、ケアマネジメント（援助を必要とされる利用者が、迅速且つ効果的に必要とされる全ての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法）を有効に機能させるためのネットワークづくりに努める。</p>	<p>1・地域社会資源との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所／地域生活支援センター ・益田障がい者就業・生活支援センター ・益田児童相談所 ・社会福祉協議会／手をつなぐ育成会 ・公共職業安定所／障がい者職業センター ・県立高等技術校／県立養護学校 ・障がい者自立支援協議会 ・各市町村障がい福祉担当課 ・各協力医療機関 ・障がい福祉サービス事業所／多機能型事業所 <p>2・地域人的資源との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員 ・就労支援ワーカー、生活支援ワーカー ・ジョブコーチ ・ホームヘルパー ・民生委員、児童委員、地域住民 ・医師、看護師、保健師、相談支援ワーカー ・教員、ボランティア

《関連事業》

事業のねらい	事業内容
<p>施設を社会資源のひとつとし、福祉機能を活かした実践的な取組みの中、障がい者の相談の場、社会参加(自立支援)の場、そして福祉専門家育成の場として積極的な協力を実施する。</p>	<p>①. 地域相談 知的障がい者のみならず、障害を持つ全ての人たちを対象に、地域の福祉サービスのセンター的な役割を果たす。</p> <p>②. 実習生受入事業 養護学校生や在宅者等の職場体験実習の場としての受入を行い、就労及び社会参加への積極的な役割を果たす。 県内外の高校、専門学校、短大、大学、教員等の施設実習先として受け入れを行う。</p> <p>③. 苦情解決事業 苦情解決事業規定に基づき、苦情等に対する円滑な解決と、利用者の権利擁護の推進、サービスの質の向上を図る。</p>

	④. 法人内第三者委員会と連携を図り円滑な事業運営ができるようにする。
--	-------------------------------------

《諸 会 議》

事業のねらい	事業内容
施設の円滑な運営を図り、利用者へのサービスの向上を図るため、各種会議を実施する。	(法人運営会議) 目的 希望の里福祉会全体の施設運営等について協議、調整する。 構成 理事長、業務執行理事、施設長、所長、事務局長 開催 随時
	(法人調整会議) 目的 希望の里福祉会の各施設の運営が円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。 構成 業務執行理事、事務局長、施設長、所長 開催 月1回
	(地域支援会議) 目的 希望の里福祉会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。 構成 施設長、所長 開催 随時
	(実務担当国会議) 目的 希望の里福祉会の各施設が実務的に円滑に行われるよう連携を図る。 構成 支援課職員 開催 月1回
	(事業運営会議) 目的 施設運営に関し、地域の中の施設として理解と協力を得ながら、円滑な施設運営を図る。 構成 主任以上 開催 年数回
	(スタッフ・ケース検討会議) 目的 施設内の連絡調整及び施設業務の円滑化を図る。利用者へのサービスの向上及び個々人のケースについて協議しその一貫性を図る。 構成 全職員 開催 月1回(随時)
	(支援課会議) 目的 課内の方針や諸問題を検討し、報告、連絡、相談を密に円滑化を図る。 構成 課内に属する職員 開催 随時
	(専門会議)各種委員会 目的 行事、保健、地域関連等について企画、実施する。 構成 各担当 開催 随時

	<p>(福祉ゾーン連絡調整会)</p> <p>目的 福祉ゾーンの役割や月間予定等について審議し、連携を図る。</p> <p>構成 各施設の長</p> <p>開催 月1回</p> <p>(福祉ゾーン実務者会)</p> <p>目的 月間予定、行事等について審議し、連携を図る。</p> <p>構成 各施設の実務者</p> <p>開催 月1回</p>
--	--

《防火防災》

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福社会防災計画及び障がい者就労支援事業所のぞみの里の消防防災計画規則、土砂災害計画に基づき、防災計画、災害対策要領、緊急連絡体制の周知徹底を図る。また、災害の防止及び備えについて知識の普及と日頃の訓練の充実を図る。</p>	<p>【予 防】</p> <p>1. 予防と知識の普及 各所ごとに火気の取り締まり責任者を置き、火気点検を行うと共に、消火設備、消火器具については自主点検及び取り扱い訓練を行う。 また、防災映画や防災ビデオによる予防と知識の普及を図る。職員、利用者の喫煙については場所等の設定をする。</p> <p>【訓 練】</p> <p>1. 総合防災訓練 内容～消防署の指導を仰ぐ総合的な訓練を実施する。 開催～年1回（福祉ゾーンの各施設合同）</p> <p>2. 避難訓練 内容～火災や風水害の場面を想定し、迅速な避難の習慣化を図る。 開催～年2回以上</p>

《職員の義務》

事業のねらい	事業内容
<p>施設は利用者にとって職業自立を目指す訓練の場であり、健康で安全に作業を営むことが出来、働く喜びと意義を得ることの出来る場でなければならない。</p> <p>施設職員は、利用者や身元引受人（家族）の職業自立への願いに応えるために、常に福祉的就労を支援する組織の一員としての自覚を持ち、利用者が社会自立するために必要なサービスを提供することが責務である。ついては、適正且つ効果的な役割を果たす信念と自信を養い、常に利用者やその家族と融和を保ち、信頼関係を築くことが大切である。</p> <p>また、施設の効果的な運営に理解、</p>	<p>① 作業支援 職員は、利用者の身体能力等を日々考察しながら、一人ひとりの能力に合わせた作業設定を行い働きやすい環境を提供する。</p> <p>② 健康管理 職員は、自らの健康に十分留意し、合わせて利用者の保健衛生に細心の注意を払う。</p> <p>③ 勤務体制 就業規則を遵守し、事前に提示される勤務割表に基づいて勤務しなければならない。</p> <p>④ 研 修 自己の資質の向上と専門性を高めるため自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、自主研修に積極的に参加する。</p> <p>⑤ 倫理綱領及び行動規範</p>

<p>協力すると共に常に障がい者福祉についての問題意識を持ち、研究心を忘れてはならない。また、地域福祉の推進に努力、協力しなければならない。</p>	<p>当法人が定める「職員の倫理綱領及び行動規範」を遵守し、利用者支援を遂行する。</p> <p>⑥ 個人情報の保護 当法人が定める「個人情報保護法に関する諸規程等」を遵守し、個人情報の保護を図る。</p> <p>⑦ 身体拘束及び虐待防止 当法人が定める「身体拘束に関する規程等」及び「虐待の防止に関する規程」を遵守する。</p>
--	---

《福利厚生事業》

事業のねらい	事業内容
<p>職員の健康維持、増進の活性化を図り、利用者の処遇の向上に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理のため、年1回健康診断 ・ 厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

《利用契約》

事業のねらい	事業内容
<p>障がい福祉サービスを利用される方の施設利用に際しては、相談支援事業所によるサービス等利用計画を前提として、利用開始前に事業者と利用者間において、利用契約を締結しなければならない。</p> <p>事業者は、「利用契約書」「重要事項説明書」を基に、利用者及び身元引受人等に分かり易くその内容を説明し、同意の下で利用契約を締結し、利用者本位のサービス提供を行う。</p>	<p>契約は、「利用契約書」、「重要事項説明書」、「個別支援計画」等を整備し、利用者及び家族、後見人等に説明し締結をする。</p> <p><利用契約書> 利用契約の目的やサービスの内容等が明記された22条項について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><重要事項説明書> 施設の運営方針や施設の概要等の重要項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><個別支援計画書> 利用者個々の障害の特性や本人の希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を計画し、利用者、家族の同意の下に支援を行う。</p> <p><その他> 利用契約書、重要事項説明書に記載している事項について利用者・家族が理解できるよう補足事項含め具体的に説明し、不明瞭な部分の質疑にも真摯に対応する。</p>

《利用者の送迎計画》

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の送迎については、基本的に自主通勤であるが、施設の立地条件からJR益田駅経由の利用者が多く、当法人が運営するグループホーム、共同生活ホームの利用者も多い。また、路線バス等の便が少なく、通勤が困難な利用者に対しては別途送迎を行い、利用者が通勤に苦慮することなく施設サービスを利用できるように配慮する。</p>	<p>【送迎方法】</p> <p>① 法人所有の以下の車両を使用し送迎を実施する。 A 益田駅行き～マイクロバス1台（29人乗り） B 共同生活ホーム行き～ハイエース（10人乗り）</p> <p>② 運行日は、事業所開所日とする。（月平均20日）</p> <p>③ 送迎利用人数は、欠勤等で変動するが概ね1回25人前後。</p> <p>④ 送迎の経路及び所要時間 迎え A 益田駅 8：30発⇒のぞみの里 8：45着 B 共正ホ 8：30発⇒のぞみの里 8：45着 送り A のぞみの里 16：00発⇒益田駅 16：15着 B のぞみの里 16：00発⇒共正ホ 16：15着</p> <p>⑤ 運転手は、施設職員が対応する。</p> <p>【その他送迎】 利用者の身体的事由等により施設への出勤や帰宅が困難な場合には、公用車にて送迎する。</p> <p>【利用者負担】 マイクロバス、公用車（法人所有）を利用する利用料については、利用者から徴収せず無料とする。</p> <p>【車輛運行簿】 日々の運行記録として「公用車運行簿」に運転者名、行き先、用務、降車時メーター、走行距離数、乗車人数、乗降時間を記録し保管する。</p> <p>【送迎利用記録表】 日々、利用者の利用状況を記録し、給付費請求における送迎加算の基礎資料とする。</p> <p>【安全管理】 運転者は、出発前に必ず車に異常が無い目視等で確認すること。また、安全運転に心がけ利用者の乗降時には、ドアの開閉に注意を払い利用者が安全に乗り降り出来るよう安全に配慮する。</p> <p>【通勤手当】 早出出勤等の都合により、路線バスで出勤する利用者に対して益田駅⇔大境間のバス運賃相当の費用を支給し便宜を図る。</p>

令和5年度 のぞみの里 事業目標値

【就労継続支援B型事業】

項目				令和5年度目標値	令和4年度実績値 (見込み)
①	利用契約者数	(人)	月	39.0	37.7
②	平均利用者数	(人)	月	35.5	33.6
③	開所日数	(日)	年間	254	254
④	就労支援事業収入	(万円)	食品加工	1,446	1,296
	〃	〃	施設栽培	544	487
	〃	〃	受託事業	720	724
⑤	平均工賃支給額	(円)	月額	27,980	27,680

【就労移行支援事業】

項目				令和5年度目標値	令和4年度実績値 (見込み)
①	利用契約者数	(人)	月	1	0
②	平均利用者数	(人)	月	0.8	0.0
③	開所日数	(日)	年間	254	254
④	実習件数	(件)	年間	2	0
⑤	就労移行	(件)	年間	1	0

【就労定着支援事業】

項目				令和5年度目標値	令和4年度実績値 (見込み)
①	利用契約者数	(人)	月	1	1
②	平均利用者数	(人)	月	1.0	0.5

令和5年度 多機能型事業所 はっぴーはうす 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>事業の目的（多機能型事業 通所） 障害者総合支援法に基づき障がい者の地域社会での自立と社会参加を促すことを目的とし、多機能型事業所として下記の事業を実施する。</p> <p>1. 自立訓練事業（生活訓練） 定員6名 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、原則2年に期間を限定して生活能力の維持、向上等のために必要な支援を実施する。</p> <p>2. 生活介護事業 定員30名 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護、創作活動や生産活動の機会を提供し、体力の維持や能力の向上を図る。</p>	<p>事業内容 生活のリズムを確立し、社会性を身につけ地域の中での自立した生活を支援する。 農作業、受託作業、自主製品製作、生きがいある文化的活動、社会資源を活用した社会参加活動を通し、健康的で豊かな生活を送るための支援をする。</p> <p>1. 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主製品 手芸品、さをり織り等 ・ 食品加工 合わせ柿等 ・ 受託作業 内職、パッキン選別等 ・ 販売活動、イベント参加 ・ 各種行事、文化的活動、地域交流 <p>2. 活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業 野菜、花作り等 ・ 受託作業、内職等 ・ 自主製品 ウェス加工、手芸品等 ・ 自立課題 ・ 施設環境整備、リサイクル活動 ・ 販売活動、イベント参加 ・ 各種行事、文化的活動、調理実習 ・ 体力作り、音楽療法

〈庶務課〉

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉施設の経営の基盤は公益資金であり、障害者総合支援法に基づく給付費と利用者負担を財源とする予算は、適正かつ円滑な施設運営に不可欠である。</p> <p>支援課と整合性を図り適切な事業計画と直結した予算の編成と統制を図る。</p> <p>また、各機関との連絡を密にして情報交換を積極的に進め、利用者へのサービスの向上を図る。</p>	<p>(1) 事業運営費について適正な予算配分及び執行を進める。</p> <p>(2) 他事業との関連に注意を払いながら事業計画をもとに、利用者へのサービスの向上をもたらすための設備及び環境の整備を進めていく。</p> <p>(3) 各種研修会に積極的に参加し、情報収集・情報交換に努め実務に反映させる。</p>

〈支援課〉

事業のねらい	事業内容
<p>多機能型事業所として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、作業活動や文化活動、社会参加活動を通して利用者の個性を尊重した生活の自立や、就労に向けた支援体制を図る。</p>	<p>利用者、保護者の意向を基に支援内容を見極め、「個別支援計画」を策定し、半年ごとに評価、見直しを行いサービスの向上を図る。</p> <p>また、利用者の生活支援のための日中活動の場を確保し、自立生活に必要な基本的な生活習慣の習得やより良い自己決定が出来る環境設定を行い、個性を尊重し主体性のある生活のための支援を行う。</p>

〈医務係〉

事業のねらい	事業内容
<p>身体・精神状態の把握に努め、衛生管理・危機管理等十分配慮し対応する。</p> <p>また、個々の能力・特性に応じたきめ細かな支援を提供する。</p>	<p>(1) 健康維持・管理 栄養、清潔、安定した環境が必須条件である。自らの健康状態を把握でき、社会資源を活用できるよう幅広い情報の提供等を行う。</p> <p>(2) 健康危機管理 対応マニュアルに沿って関係職員が対応する。健康管理票等を用い利用者の健康状態を関係職員が把握する。</p>

〈行 事〉

事業のねらい	事業内容																												
<p>行事の実施にあたっては、利用者の主体的な活動を促し、共に行うことを通して利用者、家族、地域住民、職員間の親睦を図り、交流を深める。</p> <p>また、地域生活をより豊かに、安心して暮らせるための地域福祉啓発活動の機会とする。</p>	<p>[年間行事]</p> <p>お花見、忘年会、新年会、旅行（日帰り、一泊）、地域行事、イベントへの参加、体力維持活動等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内容</th> <th>月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>開設記念日</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>梅収穫・スポーツ大会</td> <td>12</td> <td>忘年会</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>夏の収穫祭</td> <td>1</td> <td>初詣・成人式</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>夏期休暇</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>日帰り旅行</td> <td>3</td> <td>冬の収穫祭</td> </tr> </tbody> </table> <p>[月行事]</p> <p>誕生会、外食、クッキング等</p>	月	内容	月	内容	4	開設記念日	10		5		11		6	梅収穫・スポーツ大会	12	忘年会	7	夏の収穫祭	1	初詣・成人式	8	夏期休暇	2		9	日帰り旅行	3	冬の収穫祭
月	内容	月	内容																										
4	開設記念日	10																											
5		11																											
6	梅収穫・スポーツ大会	12	忘年会																										
7	夏の収穫祭	1	初詣・成人式																										
8	夏期休暇	2																											
9	日帰り旅行	3	冬の収穫祭																										

〈サービス上の評価〉

事業のねらい	事業内容
<p>個々のニーズに応じた支援方針をたて（支援目標）、それに即した支援の実践や成果を日々観察・評価する。集約されたデータは個別支援・集団支援を行う際の基礎とする。</p>	<p>(1) 記録</p> <p>①ケース記録 利用者個々の支援計画に沿った支援の実践を観察・記録する。記録は、日中の作業状況、生活全般における情緒や健康に関すること行動、精神面のアプローチ、保護者との関わり等状況・内容と対応について記録整理する。</p> <p>②個別支援計画書 個別の支援計画を作成し、健康面、生活面、作業面等の主要経過に基づき、サービス計画、支援目標を設定し、個々の支援、評価に役立てる。 なお、支援計画の作成は、利用開始時及び年1回作成し、6ヶ月経過後支援内容の見直しを行う。</p> <p>③個別支援評価表 個々のサービス支援計画の課題に基づき利用者生活状況（作業、健康、身辺自立度、社会生活能力）の総合評価を行い継続した支援の方法、家庭環境等その他全体的な支援計画について検討し見直す。年2回（10月と3月）評価を行う。</p> <p>④健康管理記録 個々のケース毎に支援方針に沿った実践を記録する。検診等の結果、治療受診の状況、疾病状況、精神面の変化、問題行動、発作等心身両面の健康全般を記録する。</p> <p>⑤避難訓練実施記録 避難訓練の内容、結果や課題等について記録する。また、消防署からの指示、指摘等についても記録する。</p> <p>⑥会議録 各種会議の内容、状況、決定事項等を記録する。</p> <p>(2) 日誌</p> <p>①活動日誌 支援の実施内容や動向について毎日記入する。</p> <p>②売上げ記録票 商品として販売した物の量や金額等について随時記録する。</p>

〈家族との連携〉

事業のねらい	事業内容
<p>社会自立を図るためには、家族の積極的な支援が不可欠である為、日常的な連携と働きかけによる信頼関係づくりを行う。行事等の参加も理解と協力を求め、また行事、イベント参加等の協力を通して理解を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の施設利用状況の連絡調整 ・各種行事への参加と協力依頼 ・個別面接の実施

〈地域との連携〉

事業のねらい	事業内容
<p>社会化、地域福祉について施策が重視されている中であって、日中活動支援のもつ役割は極めて重要である。</p> <p>育成会ふれあいまつりや福祉ゾーンまつり等様々な機会をとらえ、地域との交流を深める。</p>	<p><交流実践></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民との連携 ・地元自治会の協力関係 ・地域内の除草、ゴミ拾い ・地域及び市主催行事への参加 ・施設内行事への地域住民参加の呼びかけ ・手をつなぐ育成会との協力関係 ・機関紙等の配布 ・ボランティアの積極的受入れと育成 ・他施設との交流 ・実習生受入れ

〈関係機関との連携〉

事業のねらい	事業内容
<p>利用者が地域で安心して快適な生活を送るために必要なサービスは多様であり、福祉、医療、就労など広域にわたっている。必要な時に必要なサービスが受けられるように関係機関との連携に努める事が重要であり、ケアマネジメントを有効に機能させるためのネットワーク作りに努める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域社会資源（関係諸機関等） <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援センター ・相談支援事業所 ・各市町村福祉事務所 ・各事業所 ・手をつなぐ育成会 ・各協力医療機関 2. 地域人的資源との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター ・ホームヘルパー ・医師、看護師 ・保健師 ・ボランティア等

〈諸会議〉

事業のねらい	事業内容
<p>円滑な運営と利用者サービスの向上を図るため次の会議を実施する。</p>	<p>(法人運営会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉社会全体の施設運営等について協議、調整する。</p>
	<p>構成 理事長・理事・施設長・事務局長</p>
	<p>開催 随時</p>
	<p>(法人調整会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉社会の各施設の運営が円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p>
	<p>構成 業務執行理事・事務局長・施設長・所長</p>
	<p>開催 月1回</p>
	<p>(地域支援会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉社会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p>
<p>構成 施設長・所長</p>	
<p>開催 随時</p>	
<p>(実務担当者会議)</p>	
<p>目的 希望の里福祉社会の各施設が実務的に円滑に行われるよう連携を図る。</p>	
<p>構成 係長・主任支援員・支援員(正規)</p>	
<p>開催 月1回</p>	
<p>(事業運営会議)</p>	
<p>目的 施設運営に関し地域の中の施設として理解と協力を得ながら円滑な運営を図る。</p>	
<p>構成 所長・所長代理・支援係長・主任主事 主任支援員・主任看護師</p>	
<p>開催 年1回以上</p>	
<p>(定例会議)</p>	
<p>目的 施設運営についての基本方針、企画、月間予定等について検討し、実施に当たってその円滑化を図る。</p>	
<p>構成 所長・所長代理・支援係長・主任主事 主任支援員</p>	
<p>開催 月1回以上</p>	
<p>(支援スタッフ会議、グループ会議)</p>	
<p>目的 課内の企画、月間予定表について審議し、連絡調整を行いその円滑化を図る。</p>	
<p>構成 課内に属する職員</p>	
<p>開催 随時</p>	
<p>(ケース会議)</p>	
<p>目的 利用者を個別に取り上げ、集中的に審議し、サービスの向上に役立てる。</p>	
<p>構成 支援課に属する職員、関係機関</p>	

〈防火防災対策〉

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福社会防火防災計画に基づき、消防計画、災害対策要領、緊急連絡体制の周知徹底を図る。</p> <p>また、災害の防止及び備えについて知識の普及と日頃の訓練の充実を図る。共同生活ホーム、ポケットプラザ等と連携をとり実施する。</p>	<p>【予 防】</p> <p>1. 予防と知識の普及</p> <p>火気取締り責任者をおき、火気点検を行うとともに消火器、消火器具等については、利用者とともに点検及び取扱い訓練を行う。また、防災映画や防災ビデオによる予防知識の普及を図る。</p> <p>【訓 練】</p> <p>1. 総合訓練</p> <p>内容 消防署の指導を仰ぐ総合的な訓練を実施する。避難通報、消火の各訓練を含む。</p> <p>開催 年1回</p> <p>2. 避難訓練</p> <p>内容 色々の場面を設定し迅速な避難の習慣化を図る。</p> <p>開催 年2回</p>

〈職員の役割〉

事業のねらい	事業内容
<p>施設は、利用者にとって健康で安全な生活の場として危機管理を常に意識した援助が必要である。</p> <p>職員は、福祉組織のスタッフとしての自覚を持ち、利用者のサービスの向上について適正かつ効果的な役割を果たす信念と自信を養い、常に利用者やその家族と融和を保ち、信頼関係を築くことが不可欠である。</p> <p>また、施設福祉等について問題意識を持ち研究心を忘れてはならない。さらにノーマライゼーションの理念の具体化を目指して、積極的な交流の推進に努めなければならない。</p>	<p>①支援</p> <p>利用者の健康状態等を日々観察することを心掛け、一人ひとりの身体能力等を考慮し、活動しやすい環境を提供する。</p> <p>②健康管理</p> <p>職員は、自らの健康に充分留意し、利用者の保健衛生に細心の注意をはらわなければならない。なお、施設の行う年1回（但し当直勤務のある職員は年2回）の職員健康診断は必ず受けなければならない。</p> <p>③勤務体制</p> <p>社会福祉法人希望の里福社会就業規則を遵守し、毎月25日（25日が休日にあたるときはその前日）に提示される勤務割表に基づいて勤務しなければならない。</p> <p>④研修等</p> <p>自己の資質向上と専門性を高めるため自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、職員研修、自主研修に積極的に参加する。</p> <p>⑤倫理要項及び行動規範</p> <p>当法人が定める「職員の倫理要項及び行動規範」を遵守し、利用者支援を遂行する。</p>

	<p>⑥個人情報の保護 当法人が定める「個人情報保護法に関する諸規程等」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図る。</p> <p>⑦身体拘束及び虐待防止 当法人が定める「身体拘束に関する規程等」及び「虐待の防止に関する規程」を遵守する。</p>
--	---

〈福利厚生事業〉

事業のねらい	事業内容
<p>職員の健康の維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービス向上に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理のため年1回の健康診断を行う。 ・厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

〈利用契約〉

事業のねらい	事業内容
<p>障がい福祉サービスを利用される方の施設利用に際しては、利用開始前に事業者と利用者間において契約を締結しなければならない。</p> <p>事業者は、「利用契約書」「重要事項説明書」を基に、利用者及び身元引受人等に分かり易くその内容を説明し、同意のもとで利用契約を締結し、利用者本位のサービス提供を行う。</p>	<p>契約は、「利用契約書」、「重要事項説明書」、「個別支援計画」等を整備し、利用者及び家族、後見人等に説明し締結する。</p> <p><利用契約書> 利用契約の目的やサービスの内容等が明記された22条項について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><重要事項説明書> 事業の運営方針や概要等の重要項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><個別支援計画書> 利用者個々の障がいの特性や本人の希望等を踏まえて、具体的なサービス内容を計画し、利用者、家族の同意のもとに支援を行う。</p> <p><その他> 利用契約書、重要事項説明書に記載している事項について利用者・家族が理解できるよう補足事項含め具体的に説明し、不明瞭な部分の質疑にも真摯に対応する。</p>

〈利用者の送迎計画〉

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の送迎については、当法人が運営するグループホーム、共同生活ホームの利用者は基本的にサービス提供を行っている。在宅者については、家族の判断により行うようにしている。</p>	<p>【送迎方法】</p> <p>①当事業所の公用車5台を利用する。 （10人乗りワゴン車、福祉車両等）</p> <p>②運行日は、開所日を実施とする。 *基本的には月曜日から金曜日までの週5日</p> <p>③利用者の乗車人数は欠勤等で変動するが、概ね1回に25人前後。</p> <p>④送迎の経路及び所要時間</p> <p>*プラザ 迎え～施設8：40⇒各ご自宅、GH⇒施設着9：40 送り～施設15：00⇒各ご自宅、GH⇒施設着16：00</p> <p>*ファーム 迎え～施設8：50⇒各ご自宅、GH、⇒作業場9：15 送り～作業場15：30⇒各ご自宅、GH⇒施設着16：00</p> <p>⑤運転者は運転免許を所持している施設職員が対応する。</p> <p>【利用者負担】 サービスの報酬で送迎加算の対象になるため、利用者からは徴収せず無料とする。</p> <p>【車両運行簿】 日々の運行記録として「公用車運行簿」に運転者名、行き先、用務、降車時メーター、走行距離数、乗車人数、乗降時間を記録し保管する。</p> <p>【送迎利用記録表】 日々、利用者の利用状況を記録し、給付費請求における送迎加算の基礎資料とする。</p> <p>【安全管理】 運転者は、出発前に必ず車に異常が無いか目視等で確認すること。また、安全運転に心掛け利用者の乗降時には、ドアの開閉に注意を払い利用者が安全に乗り降り出来るよう安全に配慮する。</p>

令和5年度 事業重点目標

●生活介護事業

利用者一人一人が生活リズムを崩すことなく、安心して過ごせる居場所作りの提供をおこなう。また、重度高齢化に伴ってリハビリ機能の維持を図る為、医療機関との連携を細かく図るようにする。既存の作業活動、余暇活動の充実を図るとともに、利用者の社会参加に取り組んでいけるようにする。

●自立訓練事業

利用者の確保のため、各関係機関と連携を図り取り組んでいけるようにする。

令和5年度 地域生活支援センター ポケットプラザ 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>誰もが住み慣れた町の中で、安心して暮らせる生活をサポートするサービス機関(地域の社会資源)を目指し、支援を必要とする方一人ひとりが個人として自立生活が送れるように支援する。</p> <p>また、福祉・保健・医療・教育・雇用等の各関係機関が総合的に利用できるネットワーク作り及び支援体制の充実を図れるよう調整する。</p>	<p>①共同生活援助事業(グループホーム) 地域での生活を望む障がい者に対し、日常生活における援助を行うことにより、障がい者の自立生活を支援する。</p> <p>②居宅介護事業 障がいの為、日常生活を営むのに支援が必要な者のいる家庭及び単身生活者に対し、ヘルパーを派遣しサービスを提供する。</p> <p>③移動支援事業 余暇活動等社会参加の為の外出の際にヘルパーが移動を支援する。</p> <p>④その他事業 利用者又は家族からの依頼による金銭管理サービスを提供する。</p>

< 庶務課 >

事業のねらい	事業内容
<p>センターの経営の基盤は、支援費、補助金等を財源とする。支援課と整合性を図り適切な事業計画と直結した予算の編成と統制を図る。また、各機関との連絡を密にして、情報交換を積極的に進め、利用者へのサービスの向上を図る。</p>	<p>(1) 給付費収入、利用者負担収入に見合う支出の計画的な予算配分を行い、補正予算を組みながら適正な予算執行を進めて行く。</p> <p>(2) 事業計画を柱として支援課との調整を図りながら利用者サービスの向上をもたらすための設備・環境整備を進めて行く。</p> <p>(3) 各種研修会へ積極的に参加し、情報収集・情報交換に努め、実務に反映させる。</p>

< 支援課 >

事業のねらい	事業内容
<p>住み慣れた町の中で、安心して暮らせる生活を望む利用者をサポートする機関(地域の社会資源)を目指し、支援を必要とする方が個人としてその人にあった自立生活が送れるように支援する。</p>	<p>各種事業やサービスを利用し、地域の中で自分らしく生活できるよう、サポート体制の構築を目指す。利用者、家族の意向を基に「個別支援計画」を策定し、評価、見直しを行いながら、個々の主体的な生活の実現に向けサービスを提供する。</p>

(共同生活援助係)

事業のねらい	事業内容
<p>地域での生活を希望する障がい者に対し、日常生活の支援、就労や日中活動の継続のための支援、必要なサービス提供を行う。</p> <p>グループホーム等を利用しながら地域において自立した日常生活、社会生活を営むことが出来るように、利用者の心身の状況、またはその環境に応じて食事、入浴等の援助、相談、その他必要な支援を行う。</p>	<p>・共同生活援助事業 プライバシーが確保された居室の確保と家庭的な雰囲気の生活の場を提供し、地域社会で自立した生活の支援とあわせて就労や日中活動等の継続支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援 ・社会生活支援 ・日中活動支援 ・金銭管理支援 ・移動支援(本人活動支援) ・住居に関する支援 ・世話人研修 ・緊急時の対応 ・地域との関連 ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所(市の委託)

(居宅介護係)

事業のねらい	事業内容
<p>障がいのため、日常生活を営むのに困難な障がい者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、地域での日常生活を営むのに必要なサービスを提供し、その人らしい自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>屋外での移動が困難な障がい者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。</p>	<p>居宅介護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 <ol style="list-style-type: none"> 1) 身体介護 2) 家事援助 3) 通院介助 4) 日常生活等に関する相談、助言 ・重度訪問介護(重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者、若しくは精神障がい者) ・同行援護(視覚障がい者の外出する際の援助) ・移動支援事業 <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別支援型 個別支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援 2. グループ支援型 屋外でのグループワークや同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援

(その他事業)

事業のねらい	事業内容
グループホーム利用者を対象に、地域生活支援センターポケットプラザに金銭管理を希望される利用者に対して、金銭管理サービスを提供し地域生活がスムーズに送れるよう支援する。	<p>・金銭管理サービス 「希望の里福祉会預り金等管理規程及び管理規程施行細則」及び「利用者預り金管理マニュアル」に基づき、グループホーム利用者又は身元引受人等からの保管依頼により、現金・預貯金通帳・定期預金証書・年金証書印鑑を適正に保管・管理する。 「預入・払出伝票」、「月の支出計画」の作成や計画的なお金の使い方について支援する。</p>

(行事・余暇活動・関連事業)

事業のねらい	事業内容																												
<p>余暇活動を通じ、利用者同士の親睦と交流を図り、地域社会との連携を深めながら、楽しみのある生活を支援する。 また、グループホーム利用者の年間行事の実施に当たっては、利用者の主体的活動を促し、支援者との信頼関係を深め、障がい福祉の理解を広める。</p>	<p>①ソフトボール競技 年間計画により練習を行い大会に参加する。 (主催: 県障がい者スポーツ協会・県知的障がい者福祉協会) ②動物介在活動 日本動物病院福祉協会・益田支部による動物介在活動(犬、猫とのふれあい)を年4回実施する。 ③ボーリング ～ 親睦・交流大会を実施する。 ④生け花教室～ 年6回実施する。 ⑤旅 行 グループホーム利用者で、主に一般就労者をしている利用者を対象に実施する。 ⑥日帰り旅行 帰省されない利用者を対象に実施(つつじ祭)する。</p>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>内 容</th> <th>月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>個別支援計画説明会</td> <td>10月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>余暇活動(つつじ祭)</td> <td>11月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td></td> <td>12月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>一泊旅行</td> <td>1月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td></td> <td>2月</td> <td>余暇活動(ボーリング)</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>個別支援計画説明会</td> <td>3月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	月	内 容	月	内 容	4月	個別支援計画説明会	10月		5月	余暇活動(つつじ祭)	11月		6月		12月		7月	一泊旅行	1月		8月		2月	余暇活動(ボーリング)	9月	個別支援計画説明会	3月	
月	内 容	月	内 容																										
4月	個別支援計画説明会	10月																											
5月	余暇活動(つつじ祭)	11月																											
6月		12月																											
7月	一泊旅行	1月																											
8月		2月	余暇活動(ボーリング)																										
9月	個別支援計画説明会	3月																											

<サービス上の評価>

事業のねらい	事業内容
<p>利用者個々に対するサービス方針(支援目標)を立て、それに即した支援の実践や成果を日々観察・評価する。集約されたデータは個別支援、集団支援等を行う際の基礎とする。</p>	<p>1. 記録</p> <p>①ケース記録 利用者個々の支援計画に沿った支援の実践、観察、記録する。記録は日々の生活支援の状況、日常生活全般における精神面、健康面の状態等について、状況と対応について記録整理する。</p> <p>②個別支援計画 個人の健康面、生活面の主要な課題・ニーズに基づき、支援目標を設定、計画作成し、具体的なサービス提供を行い、社会自立への基礎とする。 なお、支援計画の作成は利用開始時及び年1回(4月1日付)作成し、支援内容の随時見直しと定期的な見直し(6ヶ月経過後)を行う。</p> <p>③個別支援計画評価票 個別支援計画がどのように実証されているかをモニタリングし、年2回の見直しを行う。</p> <p>④会議録 各種会議の内容、状況、決定事項などを記録する。(スタッフ会議、施設外会議)</p> <p>2. 日誌</p> <p>①業務日誌 グループホームの食事献立や利用者状況等を記録する。</p> <p>②当直日誌 グループホームの当直業務における記事について記録する。</p> <p>③看護日誌 グループホーム利用者の通院・入院状況について記録する。</p> <p>3. 居宅介護記録</p> <p>①サービス提供実績記録票 居宅介護サービス利用者の訪問実績を記録する。</p> <p>②ヘルパー活動記録票 居宅介護サービス利用者のサービス内容や利用者状況について記録する。</p> <p>③居宅訪問記録 居宅介護サービス利用者のサービス内容や利用者状況について記録する。</p>

<家族との連携>

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の適切な支援と生活の安定を図るためには、家族の理解と協力が必要であり、互いの連携を密にして信頼関係を保持しなければならない。</p>	<p>①個別面談の実施(個別支援計画への承認)</p> <p>②利用者の利用状況の緊密な連携</p> <p>③保護者会等との連携</p> <p>④週末帰省、盆・正月帰省の確認</p> <p>⑤預り金の定期的な情報提供と承認</p>

< 諸会議 >

事業のねらい	事業内容
<p>センターの円滑な運営を図り、地域生活者の処遇の向上を図るため、また必要なサービスの資源を構築するため、各種会議を実施する。</p>	<p>(法人運営会議) 目的 希望の里福祉社会全体の施設運営等について協議、調整する。 構成 理事長・業務執行理事・事務局長・施設長 開催 随時</p>
	<p>(法人調整会議) 目的 希望の里福祉社会の各施設の運営が円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。 構成 理事長・業務執行理事・事務局長・施設長 開催 月1回</p>
	<p>(地域支援会議) 目的 希望の里福祉社会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。 構成 施設長(所長) 開催 随時</p>
	<p>(実務担当者会議) 目的 希望の里福祉社会の各施設が実務的に円滑に行われるように連携を図る。 構成 支援課職員(主任以上) 開催 月1回</p>
	<p>(ケース検討会議) 目的 地域生活者の現状と課題について、検討し共通理解と認識を図ることで、支援体制の充実を図る。 構成 支援課内 開催 随時</p>
	<p>(ケア会議) 目的 対象者、並びに関わる機関等による個別の調整を図る。 構成 本人・市町村福祉担当者・相談支援専門員・就労支援ワーカー・機関関係者等 開催 随時</p>
	<p>(スタッフ会議) 目的 センター内の連絡調整、センター勤務の円滑化を図る。また、対象者の処遇について協議し、その一貫性を図る。 構成 スタッフ全員 開催 月1回</p>
	<p>(虐待防止対策委員会) 目的 障害者虐待防止法に基づき、施設従事者等による虐待防止に努める。 構成 主任以上 開催 年2回(9月・3月)</p>
	<p>(苦情解決委員会) 目的 希望の里福祉社会が運営する事業所の利用者の苦情について対応等する。 構成 第三者委員会・苦情解決責任者・苦情受付担当者 開催 随時 定例会(年2回)</p>
	<p>(安全衛生委員会) 目的 職員の安全衛生活動を推進する。 構成 主任以上 開催 毎月</p>

< 防火防災対策 >

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福祉会の防災計画に基づき、消防計画、災害対策要綱の周知徹底を図る。また、災害の防止及び備えについて知識の普及と日頃の訓練の充実を図る。</p>	<p>【予防】 1. 予防と知識の普及 各所ごとに下記の取扱い責任者を置き、下記点検を行うと共に消火設備、消火器具については自主点検及び取扱い訓練を行う。また、防災映画や防災ビデオによる予防と知識の普及を図る。職員、訪問者の喫煙については、場所等を指定する。</p> <p>【訓練】 1. 総合訓練(グループホーム利用者) 内容 消防署の指導を仰ぐ総合的な訓練を実施する。避難通報、消火の各訓練を含む訓練を実施する。 開催 年1回以上</p> <p>2. 避難訓練 内容 種々の場面を設定し、迅速な避難の習慣化を図る。 開催 年2回以上</p>

< 職員の義務 >

事業のねらい	事業内容
<p>センターは、利用者にとって住み慣れた町の中で、安心して暮らせる生活をサポートするサービス提供事業者である。 この利用者と家族が地域の中で「安心感」を持って生活できるように職員は、福祉組織のスタッフとしての自覚を持ち、利用者のニーズについて適正且つ効果的な役割を果たす信念と自身を養い、常に利用者やその家族と信頼関係の構築を図ることが不可欠である。 また、施設の効果的な運営に理解、協力すると共に常に施設福祉についての問題意識を持ち、研究心を忘れてはならない。 ノーマライゼーションの理念の具体化を目指して地域福祉の整備が強調される中、センターとしての役割を認識し、積極的な交流の推進に努めなければならない。</p>	<p>1. 利用者支援 利用者のエンパワメントを高め、自己実現に、向けて支援する。</p> <p>2. 健康管理 職員は、自らの健康に十分留意し、あわせて利用者の保健衛生に細心の注意を払わなければならない。なお、そのため施設の行う年1回の職員健康診断は必ず受けなければならない。</p> <p>3. 勤務体制 社会福祉法人希望の里福祉会就業規則を遵守し、毎日25日(25日が休日にあたる時は、その前日に指示される勤務割表に基づいて勤務しなければならない。)</p> <p>4. 研修 自己の資質の向上と専門性を高めるため自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、に積極的に努める。</p> <p>5. 倫理要綱及び行動規範 当法人が定める「職員の倫理要綱及び行動規範」を遵守し、利用者支援を遂行する。</p> <p>6. 個人情報の保護 当法人が定める「個人情報保護法に関する諸規定等」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図る。</p> <p>7. 身体拘束及び虐待防止 当法人が定める「身体拘束に関する規程等」及び「虐待の防止に関する規程」を遵守する。</p>

<職員研修>

事業のねらい	事業内容
職員は、自己の資質向上と専門性を高め、障がい者福祉の理解を深めるため、自己研鑽に努めるほか、施設内研修、派遣研修、自主研修に積極的に参加する。	1. 年1回以上の研修会への参加 福祉職員生涯研修 ヘルパーフォローアップ研修 グループホーム研修会 サービス管理責任者研修 相談支援従事者研修 虐待・権利擁護等研修 全国グループホーム等研修会 全国職員研修大会 2. 事業所内研修 研修参加発表会 事例検討会 虐待・権利擁護等勉強会

<福利厚生事業>

事業のねらい	事業内容
職員の健康維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービスの向上に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> 健康管理のため年2回の健康診断を行う。 厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

<利用契約>

事業のねらい	事業内容
<p>障がい福祉サービスを利用される方に際しては、利用開始前に事業者と利用者間において、契約を締結しなければならない。</p> <p>事業者は、「利用契約書」「重要事項説明書」を基に、利用者及び身元引受人等に分かり易くその内容について説明し、同意の下で利用契約を締結し、利用者本位のサービス提供を行う。</p>	<p>契約は、「利用契約書」「重要事項説明書」「個別支援計画書」等を整備し、利用者及び、家族、後見人等に説明し締結する。</p> <p><利用契約書> 利用契約の目的やサービス内容等が明記された項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><重要事項説明書> 事業の運営方針や事業の内容等重要項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><個別支援計画書> 利用者の健康面、生活面についての希望等を踏まえて支援目標を設定、具体的なサービス内容を計画し、利用者、家族の同意の下に支援を行う。</p> <p><その他> 利用契約書、重要事項説明書に記載している事項について、利用者・家族が理解できるように補足事項を含め具体的に説明し、不明瞭な部分の質疑にも真摯に対応する。</p>

令和5年度 事業重点目標

●共同生活援助事業

利用者の確保に努めていくと共に、利用者のニーズにあった住まいの提供が出来るように取り組んでいく。また、重度高齢化も進む中で、日常生活の支援にも取り組んでいくようにする。

●居宅介護事業

利用者の状況に応じたサービス提供を行うため、関係機関と連携を図りながら利用者が安心して生活が出来るように取り組んでいくようにする。

●移動支援事業

利用者・保護者のニーズに合わせたサービス提供を行なえるように関係機関と連携を図り取り組んでいく。また、地域資源を活用することで、利用者の社会経験の一環として取り組んでいくようにする。

令和5年度 相談支援事業所 ポケットプラザ 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>1 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者または障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、利用者又は障がい児の保護者の立場に立って、提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公平中立に行うものとする。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、関係市町、保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>4 事業の実施にあたっては、市町、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。</p> <p>5 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事業を実施する。</p>	<p>① 相談支援事業 この事業は障がい児(者)からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営む事が出来るようにすることを目的とする。</p> <p>1) 指定相談事業(市町の委託) ○障がい者・障がい児からの相談</p> <p>2) 指定特定相談支援事業(市町の指定) ○計画相談支援 ○基本相談支援</p> <p>3) 障害児相談支援事業(市町の指定) ○障害児相談支援</p> <p>4) 指定一般相談支援事業(県の指定) ○地域相談支援 地域移行支援・地域定着支援 ○基本相談支援</p> <p>5) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所(市の委託)</p>
<p>障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。</p> <p>障がい者(児)の自立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。</p> <p>障がい者の地域移行を進めるための支援</p> <p>益田圏域における障がい者のライフステージに応じた 地域での生活を支援する為の計画を作成する。</p>	<p>①相談支援事業</p> <p>1) 指定相談支援事業(市町の委託) 益田市、津和野町、吉賀町から委託を受けた委託相談支援事業として、障がい者の自立した生活を支えていくために、必要な情報の提供や助言を行うとともに、地域の資源やサービスをケアマネジメントすることによって、継続的な支援をしていく。また、地域の課題に対応し、ネットワークを広げ支援体制を整える。</p> <p>2) 指定特定相談支援事業 ○計画相談支援(個別給付) ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ○基本相談支援 (障がい者・障がい者からの相談)</p> <p>3) 障害児相談支援事業(市町の指定) 【児童福祉法】 ○障害児相談支援(個別給付) ・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助</p> <p>4) 指定一般相談支援事業(県の指定) ○地域相談支援(個別給付) ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ・地域定着支援 (24時間の相談支援体制等) ○基本相談支援 (障がい者・障がい児からの相談)</p>

<職員の職種、員数、及び職務の内容>

事業のねらい	事業内容
特定相談支援事業・障害児障害支援事業(計画作成担当)	管理者、相談支援専門員
一般相談支援事業(地域移行・定着支援担当)	管理者、地域移行支援、地域定着支援を担当する者(そのうち1人は相談支援専門員)

<職員研修>

事業のねらい	事業内容
職員の資質向上と専門性を高めるため、自己研鑽に努めるほか、施設内研修、自主研修に積極的に参加する。	1. 年1回以上の研修会への参加 福祉職員生涯研修 相談支援従事者研修等 2. 事業所内研修 事例検討会等 3. 採用時研修 採用後3か月以内の研修

<虐待防止>

事業のねらい	事業内容
利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための措置を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の虐待防止に関する責任者の設置 ・虐待防止啓発・普及のための研修の実施 ・成年後見人制度の利用支援による人権の擁護 ・苦情解決体制の整備

<福利厚生>

事業のねらい	事業内容
職員の健康の維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービスの向上に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理のため年2回の健康診断を行う。 ・年3回程度の厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

<利用契約>

事業のねらい	事業内容
<p>障害福祉サービスを利用される方に際しては、利用開始前に事業者と利用者間において、契約を締結しなければならない。</p> <p>事業者は、「利用契約書」「重要事項説明書」を基に、利用者及び身元引受人等にわかり易くその内容について説明し、同意の下で利用契約を締結し、利用者本位のサービス提供を行う。</p>	<p>契約は、「利用契約書」「重要事項説明書」等を整備し、利用者及び、家族、後見人等に説明し締結する。</p> <p><利用契約書> 利用契約の目的やサービス内容等が明記された項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><重要事項説明書> 事業の運営方針や事業の内容等重要項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p><個人情報使用同意書> 相談支援事業の利用に対して、個人情報については、利用者に対してサービス等を円滑に実施するために、必要最小限の範囲内で使用することについての同意を得る。</p> <p><その他> 利用契約書、重要事項説明書に記載している事項について、利用者・家族が理解できるよう補足事項も含め具体的に説明し、不明瞭な部分の質疑にも真摯に対応する。</p>

令和5年度 事業重点目標

・利用者、保護者からのニーズに合わせたサービス提供ができるように、速やかに関係機関と連携を図りながら取り組んでいけるようにする。また、利用者一人一人のアセスメントを重要視し、利用者、保護者が安心してサービスが受けられる環境づくりに努めていきたい。そのためには一人一人に細やかな配慮が必要であるため、自分自身の業務過多にならないように、業務の分散化を図るとともに相談員の質も下げないようにしていく。

清月の里 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>法人理念である「豊かな心で可能な限りのサービスを目指し、希望をもって、共に歩みます」に基づいて、利用者の人権を尊重し、その人らしく豊かで安心とゆとりのある生活を送ることができるよう、サービスの提供とともに支援を行う。</p> <p>養護老人ホーム</p> <p>養護老人ホームは老人福祉法 11 条の 1 及び第 20 条の 4 に基づいて、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な 65 歳以上の入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な支援及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。</p> <p>また、要支援・要介護等の状態になった場合には介護保険サービスを利用できる措置施設とし、一般型特定施設入居者生活介護サービスを利用することができるようにする。</p> <p>一般型特定施設入居者生活介護事業</p> <p>本来、生活支援ニーズに特化した措置施設において増加する介護ニーズについて、個々の入所者と介護保険の居宅サービスとして一般型特定施設入居者生活介護契約をしなければならない。</p> <p>施設は、「利用契約書」「重要事項説明書」「看取り指針」を基に利用者及び身元引受人等にその内容を説明し、同意の下で利用契約を締結し、包括的に介護サービスを提供していく。</p>	<p>利用者の自立と社会活動への参加を促進するために、いきいきとした活気ある安心安全な生活が営めるよう支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康管理の強化 ② 食生活の充実 ③ 生活の潤いと体力の維持を目的としたレクリエーション活動の実施 ④ 心身の衰えの防止のための対策 ⑤ 対人関係の円滑化と集団生活でのルールとマナーの実践 ⑥ 自主性を伸ばし、本人の思いを尊重し、意欲的な生活が営めるように取り組む <p>入所措置基準</p> <p>ア. 健康状態：心身とも入院加療を要する状態でないこと、感染症を有し、他の被措置者に感染する恐れがないこと。</p> <p>イ. 経済、環境の状況：居宅において一人で生活をするのが困難であると認められること。</p> <p>ウ. 他：虐待を受けている高齢者への措置が円滑に行われるようにする。</p> <p>特定施設入居者生活介護事業所を併設し、契約してサービスを提供する。</p> <p>契約は利用契約書、重要事項説明書、看取り指針（看取り介護についての同意書）を整備し、利用者及び身元引受人等に説明し、締結する。（利用契約書）</p> <p>利用契約の目的やサービス内容等が明記された項目について説明し、署名捺印を受け保管する。</p>

	<p>(重要事項説明書)</p> <p>施設の運営方針や施設の概要等の重要項目について明記し、署名捺印を受け保管する。</p> <p>(看取り介護についての同意書)</p> <p>看取り指針に基づき説明し、署名捺印を受け保管する。</p> <p>サービス内容として</p> <p>① 生活相談、ケアプランの策定、安否の確認や介護サービスの提供を行う。</p> <p>② 要介護認定者の介護サービスの提供については、事業所内の計画作成担当者が作成するケアプランに基づき、利用者の有する能力や状態に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。</p>
--	---

庶務課

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人の経営基盤は公的資金であり、措置施設及び介護保険事業の収入を財源とする予算は、適正かつ円滑な施設運営に不可能である。</p> <p>支援課と整合性を図り、適切な事業計画と直結した予算の編成と統制を図る。</p> <p>また、各機関との連絡を密にして情報交換を積極的に進め、利用者へのサービスの向上を図る。</p>	<p>① 措置費収入（養護）、介護保険収入（特定施設）に見合う支出について、事業計画をもとに計画的な予算の調整を行い、補正を組みながら適正な予算執行を進めていく。</p> <p>② 事業計画を柱として支援課との調整を図りながら、利用者サービスの向上をもたらすための設備・環境の整備を進めていく。</p> <p>③ 各種研修会へ積極的に参加し、情報収集・情報交換に努め、実務に反映させる。</p>

支援課（支援係）

事業のねらい	事業内容
<p>個々の身体的、精神的、社会的側面が密接に絡み合いながら生活している利用者に対し、援助者は可能な限り、科学的、専門的なプログラムを基礎として、介護支援を行う。</p>	<p>利用者一人ひとりについての支援内容を見極めた「個別支援計画」で、段階的な評価と見直しを行いながら、本人の能力と体力に応じた介護と支援を進めていく。</p> <p>① 身体及び精神状況、ADL 他を踏まえた、身体機能の維持を図り、自立を目指す。</p> <p>② 加齢に伴い変化する身体機能及び精神面の見守り・観察をするとともに、保健や衛生面に力を入れ、自らの意思により行動できるよう援助する。</p> <p>③ QOL を考慮し、施設生活の中で利用者間の交流を健全、活発にし、疎遠になりがちな家族や社会との連携を図る。</p>

支援課（特定施設入居者生活介護係）

事業のねらい	事業内容
<p>養護老人ホーム入所者で要介護・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の支援、そのほか生活全般にわたる援助・支援を行う。</p>	<p>一般型特定施設入居者生活介護サービスを利用するために特定施設サービス計画を立案し、それに基づいて適切に介護サービスが提供されるようにする。</p> <p>計画作成担当者は介護職員と連携し、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、自立した日常生活を営むことができるよう支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者の生活相談及び必要な助言を行う。また、家族への連絡や医療機関との連携を図る。 ② 特定施設サービス計画の作成を行い、説明と同意を得る。 ③ 利用者の所在等の安否確認を行う。 ④ 要介護認定等申請の代行を行う。 ⑤ 利用者へ介護サービスの提供を行う。 ⑥ サービス提供開始後においても計画実施状況の把握（モニタリング）を継続的に行い、必要に応じて計画の変更を行う。

支援課（医務係）

事業のねらい	事業内容
<p>利用者の健康管理と疾病予防については、嘱託医との連携と、身元引受人との連絡調整を取りながら、身体的、精神的な状況に応じて対応する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 心身の観察・健康管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の予防（インフルエンザ・肺炎球菌水痘ワクチン・コロナ等予防接種） ・ 状態の観察 ・ 内服薬管理 ・ 検診（健康診断年2回・結核検診年1回） ② 機能訓練（生活リハビリ） ③ 診療所開設・訪問診療 <ul style="list-style-type: none"> ・ 松本医院は毎週火曜日午後（開設） ・ 松ヶ丘病院は毎月第4水曜日午後他科受診 状態により通院する。 （協力医療機関） ○ 嘱託医・・・松本医院 ○ 精神科・・・松ヶ丘病院 ○ 歯科・・・さいとうファミリー歯科 ○ 総合・・・医師会病院 ・ 整形外科・・・山藤整形 ・ 眼科・・・みうら眼科

	<ul style="list-style-type: none"> ・皮膚科・・・大畑医院 <p>④ 家族との連携</p> <p>状態変化があった場合、連携・連絡を行う。</p> <p>利用者個人の希望受診について、緊急性のないものや協力医療機関以外については、ご家族の協力のもとでの受診とさせていただきます。</p> <p>⑤ 入退院の対応</p> <p>入院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受診 2. 家族へ連絡 3. サマリー記入 4. 食事変更届の提出 5. 入院中及び退院前には多職種と連携し支援の内容の確認等 <p>退院</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退院の迎え 2. 継続処置の確認 3. 食事変更届の提出等 <p>⑥ 感染症対策</p> <p>啓発活動、環境設定、予防、研修を行う。</p>
--	---

支援課（給食係）

事業のねらい	事業内容
<p>安心安全で心を込めたバランスの取れた美味しい食事を提供する。</p> <p>他職種と情報を共有し、利用者の状況にあった食事を提供する。また、個々の利用者の健康を維持できるよう支援する。</p>	<p>①給食管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養基準に基づいた献立 ・大量調理マニュアルに準じた衛生管理 <p>②食事環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気持ちよく楽しい雰囲気づくり ・摂取量、残量の評価 ・嗜好の把握、リクエストメニューの提供 ・行事食、季節もの、地物食材の取入れ <p>③個々に応じた食事形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示による治療食 ・食べやすい食事の提供 (ミキサー食、刻み食、柔らかい食事) <p>④手作りおやつ<管理栄養士></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月季節に合ったおやつを利用者と一緒で作って15時にいただく。 <p>⑤お楽しみクッキング<管理栄養士></p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数で好きなメニューを決めて、材料を買い物し調理して昼食としていただく。

(行事)

事業のねらい	事業内容	
<p>施設での生活を豊かで潤いのあるものにしていくためにレクリエーション、文化的活動等、年間及び月間計画に基づき各種の行事を実施する。</p> <p>年間行事の実施にあたっては、利用者の主体的活動を促すよう努めるとともに「ともに行う行事」を通じて利用者、身元引受人、地域住民、職員とのふれあいと信頼感を深め、高齢福祉の輪を拡大していく。また、施設での生活であっても、他の社会資源を活用し自立のために必要な利用者への状況に則した支援を行う。</p>	月	内 容
	4	(事業説明会)・開所記念日
	5	
	6	
	7	(七夕祭り)
	8	夕涼み会
	9	敬老会
	10	グランドゴルフ大会
	11	文化祭
	12	クリスマス会
	1	新年会
	2	節分祭
	3	
	<p>* 小旅行は年間のうち時期を調整して行う</p> <p>* 各月誕生日会</p>	

クラブ活動

事業のねらい	事業内容	
<p>単調になりがちな施設生活を生きいきと自分らしく生きるため個性や感性、さらには自主性を養うため、個々のライフスタイルに合った活動を展開していくために各種のクラブを提供し、情操の安定を図るべく支援を行う。</p>	クラブ	内 容
	シニアエアロビクス (外部講師)	毎月第1木曜日 高齢者が楽しめる、体にやさしいソフトな運動を行う。
	習字教室 (外部講師)	毎月第2木曜日 心に豊かさをもたらす伝統的な芸術文化を楽しむ。
	音楽療法 (外部講師)	毎月第3木曜日 心身の障がいの回復、機能の維持改善、生活の質の向上、行動の変容などに向けて、音楽を意図的、計画的に使用し、利用者が楽しめるものにする。

利用者活動・余暇活動

事業のねらい	事業計画					
<p>自分のことは自分で決めていくのがその人の人生であり、多くの選択肢の中から失敗を重ねながら選んでいくことによって生きる楽しさや豊かさが得られるものである。なにもかも施設や支援者の方針を前面に出すのではなく、自分達意思を集約し、活動が出来るよう支援体制作りを図る。</p>	<p>1. 個人の尊重</p> <p>自立</p> <p>自立とは、全てのことが出来ることを前提にするのではなく、必要な支援を受けながら自由な環境の下で主体的に充実した生活を送ることが出来れば自立した生活である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の人生をどう生きるか、何をしたいのか、そのためにはどんな準備をするか等について自分で決める。 ・ 自分で決めることが出来ない部分については支援を受ける。 <p>2. 自主的な実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人尊重 ・ 自立支援 ・ 快適生活 ・ 余暇活動 ・ おしゃれ、趣味、嗜好 ・ メニュー、作業への参加 ・ 食事時間、食環境 <p>余暇活動</p> <table border="1" data-bbox="852 1028 1437 1245"> <tr> <td>カラオケ</td> <td rowspan="4">随時 利用者の方主体の活動を行うことにより、生きがいを感じていただき、より豊かな生活を送る。</td> </tr> <tr> <td>グランドゴルフ</td> </tr> <tr> <td>園芸</td> </tr> <tr> <td>手芸</td> </tr> </table>	カラオケ	随時 利用者の方主体の活動を行うことにより、生きがいを感じていただき、より豊かな生活を送る。	グランドゴルフ	園芸	手芸
カラオケ	随時 利用者の方主体の活動を行うことにより、生きがいを感じていただき、より豊かな生活を送る。					
グランドゴルフ						
園芸						
手芸						

サービス上の評価

事業のねらい	事業内容
<p>個々に対するサービスの方針を立てそれに則した支援の実践や成果を日々観察・評価する。集約されたデータは個別支援、集団支援グループ編成、居室編成等を行う際の基礎とする。</p>	<p>1. 記録</p> <p>① 個別ケース記録</p> <p>個々のケース別に個別支援計画に沿った支援の実践を観察、記録する。</p> <p>生活の記録は、日々の生活支援の状況、日常生活全般の出来事、健康に関すること、障がい・行動・情緒に関すること、精神面のアプローチ、身元引受人とのかかわり等。</p> <p>② 個別支援計画</p> <p>個別の支援計画を作成し、健康、生活等の主要経過に基づき、重点支援目標を設定し、個々の支援、評価に役立て施設生活での基礎とする。</p> <p>③ フェイスシート</p> <p>ADL 調査録、入所前記録</p>

	<p>④ 会議録 各種会議の内容、状況、決定事項等を記録</p> <p>⑤ クラブ活動記録</p> <p>2. 日誌</p> <p>① 支援日誌、当直日誌 支援の実施内容と棟内の動向について毎日記入する。</p> <p>② 生活相談員日誌</p> <p>③ 医務日誌</p> <p>④ 給食日誌 各係における責任者がそれぞれの業務にかかわること全ての事柄について毎日記入する。</p> <p>3. その他</p> <p>① 面会簿</p> <p>② 苦情処理受付簿</p> <p>③ 事故報告書</p> <p>④ ヒヤリハット報告書</p>
--	--

家族との連携

事業のねらい	事業内容
<p>利用者への適切な支援を図るためには、家族の理解と協力が必要であり、互いの連携を密にして信頼関係を保持しなければならない。</p> <p>利用者の預り金等については、「希望の里福祉会利用者預り金等管理規程」及び「希望の里福祉会利用者預り金等管理規程施行細則」に基づき適正な管理を行う。</p>	<p>① 利用者の施設生活状況の緊密な連絡</p> <p>② 年度当初の事業説明会、広報等による高齢者福祉情勢等の情報提供</p> <p>③ 各種行事への参加の呼びかけと協力</p>

地域との連携

事業のねらい	事業内容
<p>施設は社会資源のひとつであることを認識するとともに、地域福祉についての施策が重要視されている中であって、施設の役割は極めて重要である。</p> <p>地域広域福祉ゾーンの一員として、他事業所（県立益田養護学校、益田市障がい者センターあゆみの里、障がい者就労支援事業所のぞみの里）や西益田・豊田公民館で行う行事をはじめとして、可能な限りあらゆる機会をとらえ、地域との交流を深め、理解と協力を求める。</p>	<p>交流実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民との連携 ・ 地元自治会の協力関係 ・ 地域及び市主催行事への参加 ・ 施設内行事への地域住民参加の呼びかけ ・ 機関紙等の配布 ・ 施設の開放及び備品の貸し出し ・ 保育園、老人クラブ等との交流 ・ 障がい者施設との交流 ・ 益田圏域仏教会の法話

<p>実習生受入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設実習 ・ 体験学習 ・ ボランティアの積極的受入と育成 <p>地元の小中学生、養護学校生、高校や県内外の専門学校、短大、大学の施設実習先として積極的な受け入れに取り組む。</p>	<p>高校生、専門学校生、看護学校生、短大生、大学生等の実習を受け入れ、後進の育成をしていくと共に、利用者の生活の中に地域社会との関わりのひとつとして位置付けていく。</p>
--	---

関係機関との連携

事業のねらい	事業内容
<p>関係機関との連携</p> <p>個々の生活を豊かに暮らすためには、必要とする各種のサービスを適切に利用し、その生活が安全で快適なものとする必要がある。そのためには、実施主体者である市町や関係機関等に必要な福祉、医療保健について積極的な働きかけと緊密な連携に努めることが重要である。</p> <p>また、ケアマネジメントを有効に機能させるためのネットワーク作りに努める。</p>	<p>1. 地域社会資源(関係機関等)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 益田市及び各町福祉事務所 ・ 各協力医療機関 ・ 保健所 ・ 社会福祉協議会 ・ 障がい者関連事業所 ・ 各種老人福祉施設及び協議会 ・ 老人クラブ ・ 地元自治会 ・ 益田警察署 西益田駐在所 <p>2. 地域人的資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員 ・ 保健師 ・ 医師・看護師 ・ コーディネーター ・ ホームヘルパー ・ ボランティア

諸会議

事業のねらい	事業内容
<p>施設の円滑な運営を図り、利用者へのサービスの向上を図るため次の会議を実施する。</p>	<p>(法人運営会議)</p> <p>目的 希望の里福祉会全体の施設運営等について協議・調整する。</p> <p>構成 理事長・業務執行理事・事務局長・各所属長</p> <p>開催 随時</p> <p>(法人調整会議)</p> <p>目的 各施設の運営が円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p> <p>構成 理事長・業務執行理事・事務局長・各所属長</p> <p>開催 月1回</p>

	<p>(地域支援会議)</p> <p>目的 希望の里福祉会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p> <p>構成 各所属長</p> <p>開催 随時</p> <p>(実務担当者会議)</p> <p>目的 希望の里福祉会の各施設が実務的に円滑に行われるよう連携を図る。</p> <p>構成 支援課職員（主任以上）</p> <p>開催 月1回</p> <p>(事業運営会議)</p> <p>目的 身体拘束廃止、虐待防止、安全衛生、事故防止対策、メンタルヘルス対策を推進する。年度事業計画の作成。</p> <p>構成 施設長、支援課長、支援係長、主任、計画作成担当者、看護師、栄養士、相談員</p> <p>開催 随時</p> <p>(職員会議)</p> <p>目的 施設運営を円滑にするため、各係の事業進捗状況を把握するとともに、利用者へのサービスの向上について協議し、共通認識を図る。</p> <p>構成 全職員</p> <p>開催 月1回以上</p> <p>(ケース会議)</p> <p>目的 利用者を個別に取り上げ、集中的に審議し、サービスの向上に役立てる。</p> <p>構成 支援課に所属する職員</p> <p>開催 随時（月1回以上）</p> <p>(支援スタッフ会議)</p> <p>目的 施設内における支援に関わることについての確認、及び変更等を行う。</p> <p>構成 支援課に所属する職員</p> <p>開催 月1回以上</p> <p>(サービス担当者会議)</p> <p>目的 利用者の介護サービスに関わることについての確認及び変更を行う。</p>
--	--

	<p>構成 計画作成担当者、相談員、係長、主任、 栄養士、看護師、支援員</p> <p>開催 随時（月1回以上）</p> <p>（専門会議）各係、委員会</p> <p>目的 各係及び委員会について企画、実施する。</p> <p>構成 各担当者</p> <p>開催 随時</p>
--	--

防火防災対策

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福社会防火防災計画及び養護老人ホーム清月の里の防火防災計画及び災害防災計画に基づき、消防計画、避難確保計画、災害対策要領、緊急連絡体制の周知徹底を図る。災害の防止及び備えについて知識の普及と日ごろの訓練の充実を図り、地元自治会や公民館との連携を密にする。</p>	<p>予防と知識の普及</p> <p>各所ごとに火気取締責任者を置き、火気点検を行うとともに消火設備、消火器具については、自主点検及び取扱い訓練を行う。</p> <p>風水害については、テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集を図って早めの対応を取るとともに、行政他関係機関との連携を図る。避難指示が出た場合は速やかに安全に十分配慮して避難を行う。また、定期的に避難訓練を実施し、有事に備えるとともに、物資の備蓄を行う。</p> <p>また、防災映画や防災ビデオによる予防知識の普及を図る。</p>

防犯対策

事業のねらい	事業内容
<p>社会福祉法人希望の里福社会不審者対応マニュアルに基づき、施設の利用者・職員が不審者による危機に対し、的確かつ迅速に対応してその生命及び健康を守るための対策を取る。</p>	<p>緊急時対応</p> <p>警備会社へ非常通報するとともに、職員間の連携を図り、警備会社及び警察が到着するまで不審者へは複数職員で行動制限、侵入阻止の対応を取る。</p> <p>利用者・職員の安全確保</p> <p>利用者の避難誘導、安全確保を最優先し、負傷者がいる場合は応急手当をするとともに場合によっては救急車の出動を要請する。</p> <p>事後対応</p> <p>保護者、法人本部、行政へ状況の報告を行うとともに、再発防止に向けた対策を取る。</p>

	<p>安全対策の強化</p> <p>不審者対策・防犯についての職員の意識や対応力を高めるため、年1回以上の研修会を実施する。地元自治会、警察、消防、行政等の関係機関との連携を強化し、防犯、安全情報の収集の強化と情報発信の強化を図る。</p> <p>メンタルケア</p> <p>事件・事故が起こった場合、利用者、職員は心的外傷が生じる可能性があるため、「こころのケア」の対応を図る。</p>
--	--

職員の義務

事業のねらい	事業内容
<p>施設は、利用者にとって健康で安全な生活の場として危機管理を常に意識した援助が必要である。</p> <p>職員は福祉組織のスタッフとしての自覚を持ち、利用者のサービスの向上について適性かつ効果的な役割を果たす信念と自信を養い、常に利用者やその家族と融和を保ち、信頼関係を築くことが不可欠である。</p> <p>また、社会福祉等について問題意識を持ち研究心を忘れてはならない。</p>	<p>① 支援</p> <p>利用者の能力が発揮出来るように支援することが肝要である。</p> <p>② 健康管理</p> <p>職員は、自らの健康に十分留意し、利用者の保健衛生に細心の注意を払わなければならない。なお、施設を行う年1回（但し夜勤勤務のある職員は年2回）の職員健康診断は必ず受けなければならない。</p> <p>③ 勤務体制</p> <p>社会福祉法人希望の里福社会就業規則を遵守し、毎月25日（25日が休日にあたるときはその前日）までに提示される勤務表に基づいて勤務しなければならない。</p> <p>④ 研修等</p> <p>自己の資質向上と専門性を高めるために自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、職員研修に積極的に参加する。また、研修担当が2ヶ月に1回以上企画し職員研修を実施する。</p> <p>⑤ 倫理要綱及び行動規範</p> <p>職員は、社会福祉法人希望の里福社会の定める「職員の倫理要綱及び行動規範」を遵守し、利用者支援を遂行しなければならない。</p> <p>⑥ 個人情報の保護</p> <p>当法人が定める「個人情報保護法に関する諸規定等」を遵守し、利用者の個人情報の保護を図る。</p>

権利擁護・虐待防止

事業のねらい	事業内容
社会福祉法人希望の里福祉会「利用者虐待の防止等に関する規程」「身体拘束に関する規程」「苦情解決事業規程」に基づき、利用者への虐待防止と予防の実現及び人権の擁護に取り組む。	利用者虐待に関する委員会を設置し、虐待のない介護・支援におけるケアの啓発・普及のための研修を定期的実施する。 また、苦情に対する円滑な受付と解決を図り、利用者の権利擁護の推進・サービスの向上に向けた体制を整備する。

福利厚生事業

事業のねらい	事業内容
職員の健康の維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービスの向上に寄与することを目的とする。	・健康管理のため年1回の健康診断を行う ・厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る

重点目標

<養護老人ホーム>

- ・毎月初日在籍利用者数、定員（80名）確保の努力
～ 欠員予定・補充における各手続業務連携の迅速化 ～

<特定施設入居者生活介護>

- ・特定サービス利用契約者の確保 — 36～37名/月
～ 利用者の状態に応じた適切な支援・介護対応 ～

◎ 個々の気持ちに寄り添った支援・介護

- ～ 連携強化・資質の向上・笑顔！私たちは福祉のプロです ～

令和5年度

益田障がい者就業・生活支援センター エスポア 事業運営計画

事業のねらい	事業内容
<p>就職を希望される障がい者や離職のおそれがある在職中の障がい者等に対し、就職や職場適応などの就業面の支援、日常生活の自己管理などに関する生活支援を行い、身近な地域で、就業面及び生活面で一体的かつ総合的な支援を提供することにより、障がい者の職業生活の安定と自立した生活を図ることを目的とする。</p>	<p>障がい者に対する就労及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行なうことにより、障がい者の職業生活における自立を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用安定等事業（厚生労働省）：職員3名 障がい者並びに事業主に対し、就業に関わる相談や助言、援助を行い、障がい者の就業生活における自立を図ること。 ○島根県障がい者就労移行推進事業（島根県障がい福祉課） <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援等事業：職員1名 就業に伴う障がい者の生活面に関する相談・支援を行うこと。 ・障がい者雇用促進支援員配置事業：職員2名 支援員を配置することにより企業開拓、定着支援、福祉事業所への就労に関する支援、ハローワーク、職業センターとの連絡調整、生活支援等を行うこと。 ・障がい者就労支援ネットワーク強化・充実事業 就労支援ネットワークの構築に資する事業を実施することにより、地域における就労支援の効果的推進を図ること。 ・障がい者仕事と生活の両立支援事業 在職登録者の就業生活に合わせ余暇を充実することにより就業生活の意欲向上を図る。 ・障がい者チャレンジ事業 職場実習を通じて、障がい者の働く体験や見極めを行うとともに、企業開拓、雇用のきっかけ作りを図ること。 ○精神障害者等向け実践能力習得訓練コースの委託先機関開拓業務（島根県雇用政策課） 精神障害者等に対する実践能力習得訓練コースの設定推進図るため、訓練の委託先の開拓、訓練内容の提案、訓練中の助言・支援を行う。 ○ジョブコーチ支援事業 職場の充実に資することを目的とし、島根職業センター主導の元、職場適応に関する支援を行う。

〈諸会議〉

事業のねらい	事業内容
<p>センターの円滑な運営を図り、地域生活者の処遇の向上を図るため、また必要なサービスの資源を構築するため、各種会議を実施する。</p>	<p>(法人調整会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉会の各施設の運営が円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p>
	<p>構成 理事長、業務執行理事、事務局長、各所属長</p>
	<p>開催 月1回</p>
	<p>(地域支援会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉会の各施設における利用者支援について円滑に行われるよう協議・調整し連携を図る。</p>
	<p>構成 所長・課長</p>
	<p>開催 年4回(6・9・12・2)</p>
	<p>(実務担当者会議)</p>
	<p>目的 希望の里福祉会の各施設が実務的に円滑に行われるように連携を図る。</p>
<p>構成 主任・支援員</p>	
<p>開催 月1回</p>	
<p>(ケア会議)</p>	
<p>目的 対象者・並びに関わる機関等による個別の調整を図る。</p>	
<p>構成 本人・縣市町村福祉担当者・相談支援専門員・就業支援ワーカー・生活支援ワーカー・支援員・民生委員等</p>	
<p>開催 随時</p>	
<p>(スタッフ会議)</p>	
<p>目的 センター内の連絡調整、センター勤務の円滑化を図る。また、対象者の処遇について協議し、その一貫性を図る。</p>	
<p>構成 スタッフ全員</p>	
<p>開催 月1回</p>	
<p>(連絡会議)</p>	
<p>目的 業務の円滑な実施に資するため、関係機関との会議を開催し、これら機関との連携を図ること。</p>	
<p>構成 福祉、保健、医療、教育、雇用等の各関係機関</p>	
<p>開催 年1回</p>	
<p>(職場定着促進のための在職者の交流活動)</p>	
<p>(島根県仕事と生活の両立支援事業)</p>	
<p>目的 交流活動の場を定期的に提供することを通じて、余暇、状況把握、課題解決の援助を行い、職場定着の促進を図る。</p>	
<p>構成 在職中の障がい者</p>	
<p>開催 年4回～8回</p>	

	<p>(圏域の課題を踏まえたセミナー、 体験発表会の開催)</p> <p>目的 就労支援ネットワークの強化、雇用の受け皿となる企業等も参加したネットワークとして就労支援の充実を図る。</p> <p>構成 福祉、保健、医療、教育、雇用等の各関係機関</p> <p>開催 年1回</p>
--	---

〈職員の義務〉

事業のねらい	事業内容
<p>センターは、利用者にとって住み慣れた町の中で安心して暮らせる生活をサポートするサービス提供事業者である。この利用者と家族が地域の中で「安心感」を持って生活できるように職員は、福祉組織のスタッフとしての自覚を持ち、利用者のニーズについて適正且つ効果的な役割を果たす信念と自身を養い、常に利用者やその家族と信頼関係の構築を図ることが不可欠である。</p> <p>また、事業の効果的な運営に理解、協力するとともに常に問題意識を持ち、研究心を忘れてはならない。</p> <p>ノーマライゼーションの理念の具体化を目指して地域福祉の整備が強調される中、センターとしての役割を認識し、積極的な交流の推進に努めなければならない。</p>	<p>1. 援助・支援 そのねらいは、利用者が自分の個性を發揮できるようになることであり、そのことへの支援が肝要である。</p> <p>2. 健康管理 職員は、自らの健康に十分留意し、あわせて利用者の保健衛生に細心の注意を払わなければならない。なお、そのため施設の行う年1回の職員健康診断は必ず受けなければならない。</p> <p>3. 勤務体制 社会福祉法人希望の里福社会就業規則を遵守し、毎月25日(25日が休日にあたる場合は、その前日)に指示される勤務割表に基づいて勤務しなければならない。</p>

〈職員研修〉

事業のねらい	事業内容
<p>職員は、事後の資質向上と専門性を高めるため、自己研修に努めるほか、施設内研修、派遣研修、自主研修に積極的に参加する。</p>	<p>1. 障がい者職業総合センターにおける障害者就業・生活支援センター基礎研修を受講し、業務に必要な知識・スキルを習得する。</p> <p>2. 障がい者職業総合センターにおける就業支援スキルアップ研修を受講し、知識・スキルの向上を図る。</p> <p>3. 障がい者就業・生活支援センター就業支援担当者経験交流会議に出席し、他のセンターとの交流・情報交換を行う。</p>

〈福利厚生事業〉

事業のねらい	事業内容
<p>職員の健康の維持・増進と活性化を図り、利用者へのサービスの向上に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理のため年1回の健康診断を行う ・年3回程度の厚生事業を行い、労働意欲の増進を図る。

令和5年度 障害者就業・生活支援センター事業に係る目標値

センター名 益田障がい者就業・生活支援センターエスポア

1. 目標値

(人)

	令和5年度目標値	令和4年度実績値 (見込)
(1) 新規求職件数 (件)	50 件	45 件
(2) 職場実習のあっせん件数 (件)	70 件	65 件
(3) 就職件数 (件)	45 件	40 件
(4) 就職率 (%)	90.0 %	88.8 %
(5) 職場定着率(1年経過後) (%)	88.0 %	87.8 %

2. 目標値設定に当たっての考え方

令和5年度の事業活動においても、常に新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、その時々状況に合わせた活動を実施することにより、下記の目標達成に努める。

(1) 新規求職件数

令和4年度の実績に対し、微増を見込む。

各関係機関からの取次による新規登録者25名程度に離転職希望者、就労系福祉サービスからの一般就労希望者を加え、50名程度の新規求職件数を見込む。

(2) 職場実習のあっせん件数

令和4年度の実績に対し、微増を見込む。

実習の受入状況は全体的に回復傾向にある。今後の法定雇用率の引き上げに伴う採用へ向けた気運の高まりも期待できることから、更なる実習件数の増加へ向けて取り組む。

(3) 就職件数

職場実習の微増に伴い、就職件数も増加することが期待できる。

上記同様、法定雇用率引き上げに伴う新規採用への動きや、人材確保に悩む医療・福祉業界や製造業をはじめ、その他業種においても、実習中からの丁寧なアセスメントとサポートを心掛け、就職件数の増加を図る。

(4) 就職率

新規求職者は微増の50名を見込むことから、(3)の就職件数をもとに90.0%とする。

(5) 職場定着率(1年経過後)

令和4年度の1年定着率は87.8%と回復。離職者の傾向としては、環境の変化や対人部分での不適應や、好条件を求めての転職が主な理由であった。比較的高い数字がキープできた要因には、定期的な職場訪問や面談の機会を確保するなどした結果であると考えられることから、引き続き職場定着率の維持向上を目指す取り組みに注力する。

令和5年度 島根県立西部高等技術校 総合実務科 事業運営計画

＜事業目標＞

- 障がい者職業訓練を通して訓練生が社会人として持てる力を発揮し活躍できる場を共に模索しながら、就職率の維持向上を目指して支援する
- 障害者雇用率の引き上げに伴い雇用に対する企業の関心が高まる中で、各々の個性を尊重しながら適応できる人材育成を目指し、新規受入れ企業を開拓する

事業のねらい	事業内容
<p>障害のある方が、就職するために必要な知識やビジネスマナー、コミュニケーション能力などを習得し、就職に向けて支援することを目的とする</p> <p>また、企業等と連携し実践的な就労体験を踏まえて各自が希望する職業につけるように支援する</p> <p>○島根県立西部高等技術校 総合実務科運營業務委託事業</p> <p>○訓練生:募集人員 前後期各5名程度 *対象者:職業訓練を通して就労しようとする意欲のある障がい者手帳保持者 (または医師の意見書がある者)</p> <p>○訓練内容</p> <p>(1) 訓練期間 : 5か月 前期 : 5月～9月 後期 : 11月～3月</p> <p>(2) 訓練受講料 : 無料 ・訓練や実習に必要な費用(保険料、教材等)については実費を徴収する</p> <p>(3) 訓練体制 Ⅰ部(3ヶ月) 学科+実技 Ⅱ部(2ヶ月) 作業訓練(現場実習)</p> <p>(4) 就労定着支援 ・訓練修了後3カ月経過時点の就労状況確認 個別相談での対応を行う</p>	<p>1. 訓練目的 一般就労等を目指す障がい者に、就労についてのスキルアップとジョブマッチングをおこなう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に必要なビジネスマナーの習得 ・社会性、対人関係の持ち方の訓練 ・基礎体力の養成やストレス対策 ・各種作業体験、職場見学、職場実習等 <p>2. 訓練ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他団体と協力して訓練を提供することにより、それぞれの専門分野を生かし多様な人材が訓練を行う ・訓練対象者の態様に合わせて、訓練内容を柔軟に対応していく ・多様な実習先や関係機関と連携、協力しながら地域全体で展開していく ・社会情勢を考慮しながら迅速かつ柔軟に対応する <p>3. 訓練修了後の理想像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職することはどういうことかが分かる ・自己理解を深め、自分に合った仕事を見つけ、継続して就労することができる ・社会人としてのマナーを身につけ、行動する ・職業的な自立を目指す <p>4. 指導体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部校と連携をとり、専任の常勤職員以外に、他団体職員や外部講師による講義を行う ・個別相談等に対応する ・修了生の動向については個別相談に応じ、安定して就労できるように支援する